

官報號外

明治四十一年三月二十五日 水曜日

印 刷 局

○第二十四回 衆議院議事速記録第十八號

明治四十一年三月二十四日(火曜日)午後一時五分開議

議事日程 第十七號 明治四十一年三月二十四日

午後一時開議

第一 権太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル 法律案(政府提出 貴)	第一 読會
第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一 読會
第三 獸疫豫防法中改正法律案(政府提出 貴)	第一 読會
第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一 読會
第五 畜牛結核病豫防法中改正法律案(政府提出 貴)	第一 読會
第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一 読會
第七 陸軍營繕費補充資金特別會計法案(政府提出 貴)	第一 読會
第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一 読會
第九 明治二十三年法律第二十七號中改正法律案(政府提出 貴族院送付)	第一 読會
第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一 読會
第十一 滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案(政府提出 貴)	第一 読會
第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一 読會
第十三 官吏恩給法中改正法律案(政府提出 貴)	第一 読會
第十四 陸軍刑法案(政府提出 貴)	第一 読會
第十五 海軍刑法案(政府提出 貴)	第一 読會
第十六 陸軍刑法施行法案(政府提出 貴)	第一 読會
第十七 海軍刑法施行法案(政府提出 貴)	第一 読會
第十八 印紙犯罪處罰法案(政府提出 貴)	第一 読會
第十九 衆議院議員選舉法中改正法律案(小川平吉外)	第一 読會
第二十 市場法案(川島龍藏外)	第一 読會
第二十一 民事訴訟法中改正法律案(宮古啓三郎)	第一 読會
第二十二 商工事務官設置ニ關スル建議案(福島宣三外)	第一 読會

第二十三 邦樂保護ニ關スル建議案(奥野市次郎)
第二十四 北海道釧路港修築ニ關スル建議案(外二名提出)
第二十五 國有土地森林原野下灰ニ關スル建議案(奥野市次郎)
第二十六 生產調查會設置ニ關スル建議案(長谷場純一郎)
第二十七 鐵道特別會計ニ關スル建議案(白井哲夫外)
第二十八 鐵道速成ニ關スル建議案(佐竹作太郎)
第二十九 天鹽北見鐵道速成ニ關スル建議案(淺羽端外)
第三十 駿甲連絡鐵道速成ニ關スル建議案(松本君平外)
第三十一 選舉權擴張ニ關スル建議案(吉浦庄一郎)
第三十二 町村合併ニ關スル建議案(植楊平外)
第三十三 狩獵免許稅減額ニ關スル建議案(河上英外)
第三十四 保險官營ニ關スル建議案(板倉中外)
第三十五 體育ニ關スル建議案(星野仙藏外)
○議長(杉田定一君) 諸般ノ報告ヲ致シマス (書記朗讀)
一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ (追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (第三號)明治四十年度歲入歲出總豫算追加案 (特第一號)明治四十年度特別會計歲入歲出豫算追加案 (第二號)明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案 (第三號)明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案 (追第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 一去ル十九日西園寺内閣總理大臣ヨリ左ノ通り政府委員任命相成タル旨ノ通牒 ヲ受領セリ
大藏省所管事務政府委員被仰付
一 貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ 権太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案 獸疫豫防法中改正法律案 畜牛結核病豫防法中改正法律案 陸軍營繕費補充資金特別會計法案 滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル法律案
明治二十三年法律第二十七號中改正法律案

一議員ヨリ提出シタル議案左ノ如シ

國有土地森林原野下戻ニ關スル建議案

提出者 宮 古 啓三郎君 立川 雲平君 小川 平吉君

衆議院議員選舉法中改正法律案

提出者 小川 平吉君 山口 雲平君 小川 平吉君

邦樂保護ニ關スル建議案

提出者 奥野 市次郎君 姬山 和夫君 合田 福太郎君

北海道鉄路港修築ニ關スル建議案

提出者 奥野 市次郎君

生産調査會設立ニ關スル建議案

提出者 長谷場 純孝君 元田 肇君 大岡 育造君

一花卉卓藏君外一名ヨリ利根川流域ノ被害ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一久保田與四郎君ヨリ大連稅關設置ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一小川平吉君ヨリ對清外交ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

一三井忠藏君ヨリ關門海峽水路整理ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

〔左ノ質問書ハ朝讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス〕

利根川流域ノ被害ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月二十二日

提出者 花井 卓藏 島田 三郎
賛成者 大竹 貫一
外二十九名

利根川流域ノ被害ニ關スル質問主意書

一昨明治四十年八月二十五日前後ノ利根川洪水上流ヨリ下流ニ至ル迄各所ノ

水量其最高ハ何丈何尺何寸ナリヤ

一同年同月同日前後ノ渡良瀬川洪水上流ヨリ下流ニ至ル迄各所ノ水量其最高

ハ何丈何尺何寸ナリヤ

一渡良瀬川流域思川同年同月同日前後ノ洪水上流ヨリ下流ニ至ル迄各所其最

高水量ハ何丈何尺何寸ナリヤ

一右三河川ノ一昨明治三十九年ノ洪水ニ比セル水量高低ノ差如何

一千葉縣關宿江戸川ノ入口ニテ昨四十年八月二十五日洪水最高水量如何

一同所流水沮害ノダメ入口ヲ狹メテヨリ上下水量ノ高低若干ノ差アリヤ當時上下

ノ高低ハ一丈五尺以上澤ノ如シト云フ果シテ然ルカ如何

一利根川筋千葉縣下ニ於テ手賀沼ノ口ヲ塞キ天然洪水ノ溝水池ヲ全廢セル理由

リ之がダメ流水ノ沮害數尺ナリト云フ果シテ然ルヤ如何

一利根川筋栗橋鐵橋柱脚數多沮害ノ面積總計ハ横二七十間弱ナリト云フ果シテ

然ルカ其處ニ於テ利根川兩岸堤防ノ距里何百何十何間何尺ナリヤ

一利根川筋千葉縣下ニ於テ手賀沼ノ口ヲ塞キ天然洪水ノ溝水池ヲ全廢セル理由

如何

一其他利根川筋渡良瀬川第三於テ大小池沼及原野等ニテ自然洪水ノ溝水トナル

ヘキ地形ヲ塞キタル理由如何

一利根川流水沮害ノタメニ嵩メル丈尺總計幾何ナリヤ
一其沮害水ハ渡良瀬川及思川ノ逆流トナリ此逆流何里間ニ達セシヤ

一西方ハ逆流破堤シテ群馬縣館林町以西二十二丁ノ地ニ至リ東方ハ茨城ノ破堤

猿島郡境町ニ達シテ東西十里餘ナリト云フ果シテ然ルヤ又埼玉縣北埼玉郡川

邊村東端渡良瀬川ノ利根川ヘノ落口舊川幅百間未満ナリシヲ去ル明治三十一年

及三十六年兩度ニ切廣ケ二百間餘トナシテ逆流ヲ増加セシタル理由如何

一其逆流ハ渡良瀬川ヲ經テ思川ニ至リ砺木縣下都賀郡寒川村以北ニ達ス南方

川邊村逆流口ヨリ北ニ何里ノ距離ナリヤ

一逆流ノ直接被害直接地ハ群馬砺木埼玉茨城ノ四縣四町四十一箇村ナリ又他

ニ此被害ノ影響ハ各郡十一箇村ニ及ボシ其實ハ砺木縣下足尾銅山鑛毒ノ沈澱

池タラシムル理由如何

一房木縣下都賀郡舊谷中村堤防ハ去明治三十五年一百間破堤以來六箇年復

舊工事ヲ成功セス居住民ノ造レル堤防ヲ碎キ農ヲ苦シタル理由如何

一谷中村濬水ナル文字ハ法律上何等ノ明記アルヲ見ス又其名谷中濬水池ノ區域

ハ何百何町何段何畝步アルヤ其周圍ハ何里何町何間何尺ナリヤ又現堤防ノ高

サハ何丈何尺何寸ナリシヤ

一舊谷中村人民ノ墓地ハ如何ニテ處分シタルカ

一舊谷中村土地物件補償金支拂中他縣群馬縣ノ土地ヲ買收シ其人民ヲ移住セ

シタル其金額幾何ニシテ其金ハ何等ノ金ナルカ其行政區域及府縣制郡制町村

制ヲ無視シ砺木縣官吏カ直接ニ舊谷中村ニ續地ナル群馬縣海老瀬村ノ土地十

六町歩餘ヲ收用セル理由如何右買收費ハ砺木縣ヘノ下附金タラハ其性質名義

ニ背反シ及ヒ年度ノ相違アリ其理由如何

一國庫下附金ハ砺木縣三十七年度災害土木補助費ナリ災害土木補助費ノ性質

ハ復舊土木工事費ナリ此費用ヲ以テ三十八年ヨリ四十年ニ涉ル新事業ヲ起スト

ナシ古來ノ舊村ヲ潰スヲ復舊工事業ト唱ブル理由如何

一砺木縣ノ下附金ヲ以テ群馬縣ノ土地十六町歩餘ヲ收用シ人民ヲ移住セシタル

理由如何

一濬水地ノ區域ヲ示サス其範圍ヲ曖昧ニセル理由如何谷中村濬水水量ノ容積ヲ

明示セサル理由如何

一復舊治水事業ヲ名トシテ舊村ヲ破潰シ四百戸ノ人民ニ六箇年ノ長キ水害ヲ繼

續セシメ土地ノ價格ヲ低落セシメテヨリ買收シタル理由如何

一右金支拂價格相場等ニ過當或ハ大不相當ノ處置多シト云フ其理由如何

一一方ニ水源樹木ヲ濫伐セシメ洪水ヲ激甚ナラシメ一方ハ下流ニ流水ヲ湛ル害ノ工

事ヲ敢テシ又逆流スヘキ渡良瀬川ノ濬水池沼ヲ塞キア新タニ舊村ヲ破潰シテ濬

水池ヲ造リタル理由如何

一舊砺木縣那須郡ハ其土地稀薄ナルニ拘ラス之ガ開墾ヲ勧誘セリ然ルニ日本有數

ノ肥沃地ナル同縣下ノ谷中村ニ廢土ニシタル理由如何

一谷中村同一ノ被害ニ陷ラントス五十有餘ノ町村モ亦地質相似タリ之ヲ天然ノ

濬水地ト爲シタル理由如何而シテ之ヲ故意ニ爲シタル理由如何

一舊谷中村ノ堤防ヲ流亡開放シ逆流浸水ヲ激大ナラシタル理由如何

一帝國議會ハ舊谷中村ヲ破潰スルニ付土地收用法ヲ應用シテ濬水池ト爲スヘシト

決議シタルコトナシ砺木縣會亦然リ而シテ又同村會ハ濬水池ニ反對ノ決議ヲナシ

タルニ拘ハラス去明治三十八年ヨリ名ヲ其土地物件ノ補償ニ借り曖昧ノ裡ニ之

(貿易シタル理由如何)

一日露戰爭中ハ利根川筋從來ノ事業スラ中止セルモノアリシ程ナルニ戰爭中ニ谷

中村ヲ破潰シテ出兵軍人ノ父母妻子親族數百戸ヲ破壊セリ果シテ如此急務ト

必要アリシヤ

一舊谷中村ヲ破潰シテ濱水地ノ必要アリトシ官吏屢々堤防ヲ破壊シテ之ヲ復舊セス人民ヲ苦メ利根川ノ逆流ヲ迎へ入レ其水勢舊隣五十餘箇町村ニ及シ尙且之ヲ顧ミズ更ニ其破害ヲ擴張シ多大ノ土地町村ヲ廢滅セシメントシタル理由如何

右質問ノ簡條ハ最近ノ出來事ニシテ政府當局ノ夙ニ熟知セル所ナルヲ以テ速ニ明瞭ノ答辯アランコトヲ望ム

右及質問候也

大連稅關設置ニ關スル質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月二十四日

提出者 久保田與四郎

贊成者 大石 熊吉
外三十名

贊成者 大石 熊吉

外三十名

大連稅關設置ニ關スル質問題趣意書

一大連ハ南滿洲貨物ノ吞吐港ニシテ營口浦鹽ト共三東亞ノ一大競爭地ナリ從テ之レ

ニ稅關ヲ設置スルカ如キハ我滿洲經營ニ重大ノ影響ヲ及ス可キモノナルヲ以テ能

ク既往ニ照シ將來ニ鑑ミ且他列國ノ行爲トニ參酌シ慎重ニ考慮セサル可ラス然ル

ニ我政府ノ爲ス所頗ル輕率ニシテ事理ニ過セサルモノ多キハ如何

一門戶開放機會均等ノ主義タルハ我帝國ノ夙ニ聲明スル所而シテ列國ノ共ニ明

認スル所ナリ故ニ大連ニ稅關ヲ設置スルトセハ北方露清ノ國境ニ於テモ亦同

時ニ且同一ノ條件ヲ以テ關稅ヲ設置セサル可ラサルニ其時ヲ異ニシ而カモ其條件

ニ於テ甚大ナル輕重(例之稅率ノ不均一免稅品及五十露里自由地制ノ有無

等)アリトス政府ハ果シテ無意ニ此ノ如キ一大讓歩ヲ爲シタルヤ將タ無能無識之

ヲ如何トモスル能ハサルニ出テシモノナルヤ

一條件ノ不均一ナル此ノ如クナルニ實際ノ取扱一至リテ其寛嚴ノ度更ニ甚シキモノ

アリ即チ大連ノ徵稅ノ嚴密ナルニ反シ備洲里及綏芬河ノ稅關ト殆ト有名無實タルカ如キ觀アリ我政府ハ何故ニ速カニ清露二國ニ交渉シ二者ノ權衡ヲ保クシムル

手段ヲ執ラサルヤ

右及質問候也

對清外交ニ關スル質問趣意書
右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月二十四日

提出者 小川 平吉

贊成者 河野 廣中
外三十名

我カ對清外交ノ不振ナルハ一般ノ認ムル所ナリ而シテ清國官民ノ行動亦怪訝ニ堪

エサルモノ多シ政府ハ兩國ノ親交關係ヲ一層良好ナラシムルノ必要ヲ感セサル乎モシ
其必要ヲ感セリトセハ果シテ如何ナル手段ヲ執ラントスル乎
右及質問候也

關門海峽水路整理ニ關スル質問題趣意書
右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月二十四日

提出者 三井 忠藏

贊成者 小河 源一
外四十五名

小河 源一

一舊谷中村ヲ破潰シテ濱水地ノ必要アリトシ官吏屢々堤防ヲ破壊シテ之ヲ復舊セ

ス人民ヲ苦メ利根川ノ逆流ヲ迎へ入レ其水勢舊隣五十餘箇町村ニ及シ尙且之ヲ顧ミズ更ニ其破害ヲ擴張シ多大ノ土地町村ヲ廢滅セシメントシタル理由如何

右質問ノ簡條ハ最近ノ出來事ニシテ政府當局ノ夙ニ熟知セル所ナルヲ以テ速ニ明瞭ノ答辯アランコトヲ望ム

右及質問候也

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一去ル十九日譲長ニ於テ選定シタル委員在ノ如シ

東洋拓殖株式會社法案

吉植 庄一郎君

河原林 義雄君

藻寄 鐵五郎君

菅原 寛二君

永見 寛二君

横井 興四郎君

西村 真太郎君

武富 時敏君

岡田 治備武君

柴四郎君

朝君

川眞田德三郎君

北海道國有未開地處分法改正法律案

宮古 啓三郎君

上野 弥一郎君

鈴木 藤三郎君

中西 六三郎君

安島 重三郎君

横田 虎彦君

山口 熊野君

中西 孫太郎君

佐々木正

大丘 復二郎君

吉君

小川 平吉

栗林 卵太郎君

田代 一郎君

要君

佐々木正

大丘 復二郎君

吉君

小川 平吉

栗林 卵太郎君

田代 一郎君

要君

佐々木正

大丘 復二郎君

吉君

官吏恩給法中改正法律案

關根 柳介君

立川 雲平君

神戸 松之輔君

紫垣 上嘉平君

野上 一雄君

中林 有信君

竹村 要君

高橋 安爾君

昌巖君

中村 雄藏君

甚三郎君

内貴 甚三郎君

立川 雲平君

神戸 松之輔君

紫垣 上嘉平君

野上 一雄君

中林 有信君

竹村 要君

高橋 安爾君

昌巖君

市區改正土地建物處分法案

漆昌巖君

竹村 要君

高橋 安爾君

甚三郎君

内貴 甚三郎君

立川 雲平君

神戸 松之輔君

紫垣 上嘉平君

野上 一雄君

中林 有信君

竹村 要君

高橋 安爾君

昌巖君

甚三郎君

立川 雲平君

神戸 松之輔君

紫垣 上嘉平君

中林 有信君

竹村 要君

高橋 安爾君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

東洋拓殖株式會社法案委員會

委員長

改野 耕三君

理事

花井 卓藏君

東山田 平太郎君

丸山嵯峨一郎君

角田 真平君

加瀬 喜延君

安達 要君

二我國ノタメニ利益ナル解釋ヲ試ミテ、善良ナル實例ヲ遺スコトニ此機會ヲ利用シテ努メラレントコトヲ本員ハ切ニ望ムトコロデアル、況ヤ相手ノ米國ハ正義ヲ貴フ國ニアル、殊ニ我國ニ對シテハ最モ友情ニ厚イ國デアリマスカラ、ソレ故ニ相當ノ我國ノ要求ハ米國政府ハ決シテ之ヲ容ルニ資ナラザルコトハ本員ノ信シテ疑ハサルトコロデアリマス、殊ニ米國ハ露國ト公海ニ於テ漁船ヲ拿捕シタル問題ニ付キマシテ、紛擾ヲ起シテ露國カラ損害賠償ヲ取ツタ實例ガアル、丁度今ヲ去ルコト十四五年前ニ、我千島及露國ノ近海ニ於キマシテ、露西亞ノ軍艦が亞米利加ノ獵虎臘胸臍ノ漁獵船四隻ヲ差押ヘ、又ハ沒收シタ事實ガアリマシテ、是ガタメニ兩國ノ紛争ハ長ク續イタノデアリマスガ、トウ一ノ之ヲ仲裁裁判ニ一任スルコトニナッテ、和蘭ノ有名ナル國際法ノ學者ノ「アッセル」氏ガ、仲裁裁判ニ於テ露國ノ軍艦が米國ノ漁獵船ヲ公海ニ於テ拿捕シタルハ、縱令密緻ノ嫌疑ガアリト雖モ不當ノ處置ニアルト云フコトノ解決ニ歸シマシテ、米國ニ於テ要求スルトコロノ損害賠償ハ露國ヨリ得タノデアリマス、是等ノ事實ニ依ダニ見マシテモ、米國ガ他國ニ向テ要求シタ事柄ヲ此度日本カラ要求セラル、ニ付キマシテハドウシテモ此要求ニ應シナイト云フコトハ出來ナイ告テアル、要スルニ本員質問ノ趣意ハ此ノ如ク重大ナル問題デゴザイマスカラ、外交當局者ハ一日モ早ク是ガ解決ニ努メラマシテ、折角陸海軍ノ武力ニ依ダテ勝チ得タル我國ノ地位ト、威信トヲ拙劣ナル外交ニ依ダテ全ク之ヲ沒却シテ、延イテ國力ノ増進ノ上ニ一大蹉跌ヲ惹起ス如キコトヲ切ニ望ム次第ニアリマス、願クハ前三箇條ノ質問ニ對シテ外務大臣ノ明快ナル答辯ヲ煩シタトイ考ヘマス。

○議長(杉田定一君) 御諮詢申スコトガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、尙御諮詢申スコトガアリマス、鑛煙毒豫防ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマス、是亦御異議アリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御諮詢申スコトガアリマス、鑛煙毒豫防ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開會ノ時分、請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリコトヲ請願委員長ヨリ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、尙御諮詢申スコトガアリマス、關稅定率輸入稅表中改正法律案ノ委員會ヲ開會ノ時分、請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——花井卓藏君

○花井卓藏君 本員ヨリ利根川ノ流域ノ被害ニ關スル質問書ヲ提出致シテ置キマシタ、登壇ヲ致シテ演説ヲ致シマスト云フト約三時間掛リマス、問題ハ總テ重要ナル問題三十件ヲ提來シテ質問致スノデアリマス、併ナガラ會期既二切迫セル今日ニ於キマシテ、畫セレテアル順序ヲ繰返シテ演説スルノ必要ヲ認メマセスカシテ、演説スル時間ヲ轉送スル時間三用井ア、演説ヲ略スレバ略スル時間ダケソレダケ早ク政府三轉送サレルノデアル、從ツテ回答モ早クナルト信ズル、斯ウ云フコトノ趣意ニ於テ私ハ演説ヲ致シマセヌ、併ナガラ此質問演説ハ事最モ重大ナル事ニ係ルモノデゴザイマスカラ、尋常一樣ノ御土產演説ト同視セズシテ、最モ慎重ニ攻究シテ速ニ答辯セラレシコトヲ要求致シテ置キマス

○議長(杉田定一君) 久保田與四郎君

(久保田與四郎君登壇)

○久保田與四郎君 (會期モ切迫シテ誠ニ大切ノ時間ニアリマスガ、私ノ質問ハ非常ニ大切ノ問題ト思ヒマスノデ、滿洲經營ノ上ニ非常ナル關係ヲ持フテ居ルコトデアリマス、

此議會ニ何故此ノ如キ問題が議員中ヨリ起ラナイカ、實ニ遺憾至極ニ堪ヘヌノデアリマス、私ハ已ムヲ得ズ此演壇ニ登ラタノデアリマスカラ、ドウカ僅カノ間御静聽ヲ煩シタイ、此問題ノ趣意ハ大連ノ關稅ニ關スルモノデアリマスガ、質問ノ趣旨ヲ納シマストニニナリマス、第一ハ此大連ノ關稅ヲ設クルニ付キ政府ノ仕方ハ甚ダ考慮ヲ費サズ、輕率ノ舉ニ出テハセヌカト云フコトデアル、勿論私ハ彼ノ露國ガ占領シタ時分ニ言ヲ左右ニ托シ、關稅ヲ設ケナカツタ如キコトニナレトハ言ハヌガ、併ナガラ露國ガ開イテ數日ノ間ニ閉鎖シタ事情ハ抑モドウ云フ事情デアルカ、此點ハ勿論我國ニ於テ考察シタデアラウト、思フコトヲ聽イテ居リマス、成程秦皇島ヨリ山海關ニ至ル十哩ノ鐵道ハ英國ノ炭礦會社ノ所有デ、又御承知ノ如ク關内外線ノ資本モ英國ノ資本ガ大部分アリマスカラ、是ニ於テ同盟國タル英國ニ對シテハ言ニクイガ、秦皇島ノ稅關ハ有ダテ無キ有様デアル、此邊ヲ大連ニ關稅ヲ設クルニ付テ能ク調査シ、一方ニ於テ無稅デ入レテ居ルニ、一方ハ關稅ガアルト云フノデハ、ソレダケ大連ノ衰微ニ關係スルコトデアルカラ、能ク調査シナケレバナラヌノデアル、然ルニ之ニ對スル調査ハ甚ダ行届カヌヤウデアル、若シ一方ガ無稅デ一方ガ有稅トナラバ、日本ノ被ル損害ト云フモノハ大ナルモノデアル、政府ハ果シテ十分ノ調査ヲ致シタカ、甚ダ覺束ナイト思フ、第一ニ考ヘマスハ露國ガ大連ヲ取テ居シタ時分、即チ「ダルニーノ」時分關稅ノコトハ總テ東清鐵道ニ託シタ、一會社ニ託シタノデアル、日本ガ今日關稅ヲ特別ニ設クルニ侍半是等ノコトセ餘程考慮シテ、果シテ特別ノ關稅ヲ設ケテヤルノガ至當ナルカ、便宜ナルカ、或ハ又南滿鐵道ニ委任スルガ、適當ナリアルカ、是等モ考ヘテシナケレバナラヌコト、思フ、其他或ハ佛蘭西ノ廣州灣ノ如キ港ヲ開イテ、稅關ノ無イ有様デアル、故ニ此大連ニ關稅ヲ設クルニハ十分ノ調査ヲシ、能ク均衡ヲ保ツコトニシナケレハナラヌ、之ニ付テ秦皇島ヲ始メ隨分政府ノ考慮ニ漏レタモノガアラウト思フノデ、政府ガ大連ニ關稅ヲ設クルニ付テ考慮足ラズシテ經卒ト思フ、若シ政府が十分ノ考慮ヲセラレタナラ、之ニ對スル日清日露ノ交涉文書ヲ公ニシテ、曰ノ責任ヲ盡サレシコトヲ望ムノデアリマス、第一ハ最モ要點ア、申迄モナク門戸大連ニ關稅ヲ置ク以上ハ、露國ト清國トノ間同一ノ條款ヲ以テ且同時ニ關稅ヲ設クルノ必要ガアルノデアル、サウナケレバ機會均等ナハナイノデアル、是ニ於テ政府ハ如何ナル譯ヲ以テ北韓ノ滿洲里ト鶻芬河ノ一箇所ニ稅關ヲ置クコトニナシタニ付テ、大連ノ關稅ト權衡ヲ得セシムル方針ヲ取ラナカッタカ、此不均一ノ事柄ヲ日本ニ於テ承諾シタカ、是が第一ノ點デアル、是ハ申迄モナク大連ニ於テハ五分ノ稅トナシテ居ルカ、北方ノ露國ト支那トノ國稅ニ於テハ五分ノ中ニ二分ノ一減スル特約ニナシテ居ルノデアル、是ハ其昔解放、機會均等ノ主義ハ我日本ノ聲明セルトコロニシテ、世界ノ認ムルトコロデアルガ、此大連ニ關稅ヲ置ク以上ハ、露國ト清國トノ間同一ノ條款ヲ以テ且同時ニ關稅ヲ設クルノ必要ガアルノデアル、サウナケレバ機會均等ナハナイノデアル、是ニ於テ政府ハ如何ナル譯ヲ以テ北韓ノ滿洲里ト鶻芬河ノ一箇所ニ稅關ヲ置クコトニナシタニ付テ、大連ノ關稅ト權衡ヲ得セシムル方針ヲ取ラナカッタカ、此不均一ノ事柄ヲ日本ニ於テ承諾シタカ、千八百八十二年二月十二日ノ露清陸路通商改訂章程ニ依テ、陸上ノ一國ノ貿易ト云フモノハ他ニ比シテ二分ノ一ヲ減スルト云フ約束ニナシテ居ル此約束ハ依然トシテ清露ノ間ニ存在シテ居ルニ拘ラズ、日本が大連ニ稅關ヲ置クニ付テ五分ト云フ不均一ナルコトヲ承諾シタ云フコトハ、ドウ云フ譯アルカ之ガタメニ大連ニ於キマスルトコロノ内外ノ輸出入貿易上ニ非常ナル影響ヲ被ルコトハ論ヲ俟タヌ、即チ五分稅ヲ徵收セラレマスノト、之ニ對シテ三分ノ一分ノ減ゼラレルト云フ事柄ハ非常ナル貿易ノ上ニ影響ヲ來スメアル、然ルニ此ノ如キコトヲ知リ、政府ハ爲スノデアルカ、或ハ之ヲ知ラズシテ爲シタノデアリマスカラ、ヨモヤ知ラズシテ爲スト云フ謂レハナイ、殊ニ最モ驚クベキ、最モ吾々ノ遺憾ニ堪ヘマセヌノハ露西亞ト支那トノ間ニ於ケル貿易ニ於テ、唯今申シタコロノ清

露西亞路過商改定章程第十四條ニ於キマシテ、露西亞カラ滿洲へ這入リマストコロノ非常ナ多クノ物品二對シテ其數ヲ舉ケマスト、第十四條ニ書イテアルダケデモ既ニ四五十種バカリアリマス、殊ニ「パン」類トカ牛奶奶類ト云フ類ト云フ字ノアル以上ハ澤山ノ種目ガナケレバナラヌ、此數十種ノ品が北露西亞カラ瀋洲ニ入ル時分ニハ無税アル、然ルニ南大連カラ入ルトキニ當ツテハ有税アル、此ノ如キ不均一ナル事柄ハ何ヲ以テ我政府ハ承諾シタノデアルカ、現ニ煙草ノ如キハ此數十種ノ中ニ付テ見アモ、露西亞カラ來ルノハ無税アル日本カラ參ルモノハ税ヲ取ラレル、是ニ於テ乎現ニ日本ノ官煙ノ局ニ當ル先生等モ甚ダ當惑シテ居ルト云フコトヲ聞イタノデアリマス、其他日本ヨリ瀋洲ヘ輸入スル物ト露西亞カラ滿洲へ行キマス物ト競争スベキ商品ハ此中ニ澤山アル、此物僻ヲ一々舉來タナラバ確ニ競争スベキ物ガアルト思フ、之ニ對シテハ無税、一々有税アル、清露ノ間ノ貿易ニ付テハ此ノ如キ特權ヲ與ヘ、サウシテ大連ニ於キマシテハ普通一般ナル五分税ヲ徵收スルト云フ此ノ如キ不均一ナル約束ヲシタノハドウ云フ譯デアルカ、況ヤ大連ニ稅關ヲ設ケマストキニ於キマシテハ、先づ清國及露西亞ト協商シテ、幾日何時ヨリ何レノ場所ニ於テ開クト云フコトヲ定メ、ソレカラ其上ニ其條件ハ如何様ニスル云フ事柄ヲ先以テ定メテ、而シテ後ニ大連ニ稅關ヲ設置スルト云フコトヲ承諾セネバナラヌ、然ルニ此ノ如キ重要ナル事柄ガアルニモ拘ハラズ、政府ハ昨年ノ五月三十日ヲ以テ清國ト約束シテ、サウシテ遂ニ七月一日カラ大連ニ稅關ヲ設ケルト云フコトニナタノニアリマス、故ニ此點ニ對シマスル質問ハ、何故ニ均等ノ主義ヲ破ダテ、獨リ露西亞ニ對シテハ取ノ如キコトヲ清國ヲシテナサシメ、サウシテ大連ニ於キマシテハ普通一般ノ五分稅ヲ拂ハシムルト云フ如キコトヲシタカ、之ニ付キマシテ政府當局者ハ或ハ陸上ノ貿易ト云フモノハ、海上ノ貿易トハ違フノアル、現ニ西藏並ニ印度ノ境界ノ如キニ於テモ、ヤハリ國稅ノ貿易ハ三分ノ一ヲ減シテ居ル、或ハ安南、緬甸等ニ於テモ三分ノ一ヲ減シテ居ルト云フ實況ナル、故ニ此ノ如キ例ヲ以テ云フ得ズ三分ノ一減ト云フノデ承諾シタノデアルト言フカモ知レナイ、併ナガラ是ハ非常ニ實況ヲ異ニシテ居リマス、何トナレバ此西藏トカ若クハ印度ノ如キモノハ僅ニ陸上ノ商品取引ニ止マルノアル、俄ナガラ滿洲ハ東清鐵道ア以テ滿洲ノ冀中ヲ貰イテ居ル、故ニ滿洲全部ノ貿易ハ此ノ如キコトヲ發シマスレハ、殆ド露西亞ニ奪ハレル、浦鹽斯德ニ奪ハレルト云フ結果ニナルノアル、即チ此西藏若クハ印度ノ關係ノ如キハ陸上僅カノ關係デアル、安南、緬甸モ然リナル、決シテ之ヲ今ノ滿洲ヲ貰クトコロノ大鐵道ヲ有テ居ル露西亞トノ關係ト比較スベキモノデナイト信ズルノアリマス、然ルニ政府ハ何故ニ此ノ如キコトヲシタノデアルカト云フノガ第二ノ質問テアリマス、第三點ハ詰リ政府ノ怠慢ニ屬スルコトデアリマス、如何ナル理由ニ依ダカシテ、今ノ如キ條約ヲ致シタシテモ、此實行ノ上ニ尙且誠實ニ致シテ居リマスナラバ、多少ノ怨スベキ點セアルノデアリマスケレドモ、實際ニ於テハ非常ナ有様ヲ成シテ居ルノデアリマス、ソレハ何デアルカト云フト、此大連ノ稅關ハ昨年ノ七月一日ニ開キマシタガ此時ノ徵稅ハ禁シテアタクト云フ開イタノデアリマスガ、此ゲテ居タモノモ徵稅ス、非常ナ嚴密ナ取調ヲシタ云フコトヲ聞イタノデアリマスガ、此方ノ即チ瀋洲里亞ニ綏芬河ニ於ケル有様ハドウテアタクト云フト、七月一日日本ガ大連ニ稅關ヲ開キマストキニ當ツテ、成程一片ノ通知ハシタヤウデスケレドモ、而モ一箇月半モ後レタノデアリマス、其後稅關ヲ設ケルト云フ如キ模様ガ無カフタ、是ニ於テ南滿ノ日本ノ貿易商人ハ非常ニ激昂シ始メタ結果、遂ニ清國ヲシテ北方ニモ、稅關ヲ設ケシムルト云フコトニ定メマシタケレドモ、ソレハ本年ノ一月二十七日ニ至テ其設關ノ通知ヲ列國ニ致シタノデアリマスケレドモ、ソレハホンノ形式上アルカラ、設關ノ通知ヲ致シマシテ

モ事實ニ於テハ行ハレナイ現ニ此滿洲里ノ稅關長トナルベキトコロノ「クロバノフ」及ビ絲芬河ノ稅關長トナルベキ「ミスチエンコ」ト云フ凡ノ如キハ、開闢ノ通知ハシタケレドモ、而モ尙哈爾賓ニ止マテ居ツタ、サウシテ關稅ノ手續モ定メナケレバ、倉庫會社等ノ手續モナイ、斯ウ云フ有様デゴザイマシテハ、縱シハ設ケマシテモ所謂手加減ヲ以テ北方ニ於ケル關稅ハ到底大連ト權衡ヲ保ツコトが出來ナイト云フ有様ヲ現ニ呈シテ居ルト云フコトヲ開キマシタ、殊ニ折角稅關ヲ設ケマシテモ、或ハ四箇月ノ間ノ猶豫ヲ與ヘ、或ハ六箇月ノ猶豫ヲ與ヘテ居ル、即チ支那ヨリ輸出ノ物ニ對シテハ右四箇月及六箇月ノ猶豫ヲ與ヘルト云フコトニナシテ居リマスケレドモ、併ナカラ南ノ方ニ於テハ決シテサウ云フコトハ無イ、ソレ故ニ現ニ被ルトコロノ不利益ハ、昨年ノ七月一日カラ半年ノ間ニ南滿洲ノ貿易商人が納メマシテ稅ガ三千万圓ニ達シテ居ル然ラバ是ハ若シ此方ノ稅關ノ通りニスルト云フコトデアルナラバ、是ハ納メナクテモ宣イ稅金デアル、然ルニ一方ハ緩慢シタルガタメニ、大連ノ商人ハ此半年間ノ間ニ於テ故ナク三十万圓以上ノ海關稅ヲ納メルト云フコトニナシテ居ル、殊ニ此緩慢ナリト云フ點ニ付テ、終リニ一言致シテ置キタノハ、先達外務大臣ノ望月小太郎君ノ演説ニ對シマスル答辯ニ、小麥ノ如キハ沙穀ト號シテ北ノ方カラ陸路テ往クト云フコトニナシテ居ル、而モソレハ露西亞ト懸案中テアル、若シ是ガ沙穀トシテ陸上カラシテ支那カラ輸出スルコトが出來ルト云フコトデアレバ、要スルニ日本モ亦今ノ陸路ニ依テテラ日本ニ輸入セシムルコトが出來ルト云フノ御答辯アリマシタケレドモ、併ナガラ實際ニ於キマシテハ此滿洲ノ小麥ト云フモノハ現ニ東清鐵道ニ依リ、浦鹽斯德ヲ經テ日本ノ敦賀ニ來ツ、アルト云フ實況ナル、外務大臣ハ今ヤ懸案中ト云フ、其中ニテス、事實ニ於キマシテハ實際此東清鐵道ヲ經テ、サウシテ浦鹽斯德ヨリ日本へ來テ居ルト云フノ實況ナル、實際ノ事實ハ此ノ如クアル、然ルニ今尙懸案中テアルト云フが如キ香氣ナコトヲ云シテ居ルト云フノハ實ニ怪シカラヌ話ア、實ニ外交ノ無能モ極端アル私ハ思フノデアリマス、要スルニ第三點ハ明文ノ上ニアル讓歩ノ外ニ尙實際ニ於キマシテモ、此ノ如キ讓歩ト云フヨリハ寧ロ此露清ノ間隨意ナコトヲサレテ居リマシテモ、日本ハ是ヲ傍観シテ居ルト云フコトデアル、隨シテ此南滿洲ニ於ケル日本ノ商人、即チ滿洲開發ニ關スルトコロノ我勇敢ナル商人、即チ此外征者ニ對シテハ非常ナル損害ヲ與ヘルト云フコトデアリマス、故ニ此所謂緩慢ニ付スルト云フ事柄ハ甚ダ音ノ遺憾トスルトコロテアリマスル故ニ、政府ハ今後ニ於キマシテ之ニ對シテ如何ナル方針ヲ執シテ之ヲ屬行セシムルト云フ意アルカ、此三點が即チ私ノ質問ノ要旨ニアル、テ事餘リアシテ而シテ言足ラズテス、ナカニ言ヒタイコトモ澤山アリマスケレドモ、不辯テ辯ズルコトが出來ナイテ、大體ナ問題アルト思ヒマス故ニ、謹シテ政府ノ答辯ヲ請ヒマス

○議長(杉田定一君) 豫算委員長、大岡育造君

(大岡育造君登壇)

○大岡育造君 私ハ此際豫算委員會ノ經過及結果ヲ御報告申シタトイ思ヒマス、豫算委員會ハ近日受取りマシタコロノ追加豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約二件ヲ本日審査ニ掛リマシタ兩シテ孰レモ原案ノ通リニ可決致シマシタ、其案ヲ申シマスル明治四十年度歲入歲出總豫算追加案、特第二號明治四十年度各特別會計歲入歲出追加案、第二號明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案、第三號明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案、外ニ豫算外國庫ノ負擔ニナルモノガ一箇アリマス、此最モ主ナルモノハ昨年此近縣ニ起リマシタコロノ水害復舊ニ關スル費用デアリマス、其外ニ文部、遞信、農商務、海軍等ニ僅カツ、ハアリマスケレドモ、舉ケテ云フノ程ナ

大半の問題がハアリマセス、其金高が總計デ七百九十七万八千九十五圓ニナリマス、テ是ト是迄既ニ可決致シマシタ追加豫算ヲ合シマスルト、本議會ニ於テ追加豫算トシテ可決シマシタ金高ガ千五百十一萬八千九百八十七圓ニナリマス、是ハ豫算總額算ノ場合ニ約千五百万圓程ノ追加豫算ヲ出スト豫告サレテ居タ金高ニ丁度適當致

スノアリマス、ワコデ是ダケノ案ヲ議ヘルニ體リマシテ、格別ノ議論が起リミセヌシタ、質問ハ十分ニ起リマシタガ——議論トシテ一ツ起リマシタノハ、農商務省ノ所管ニ屬シテ居ルトコロノ肥料取締ニ關スル豫算アリマス、此案ハ今日尙貴族院ノ委員ニ付託セラレテアルノアルカラ、暫ク後迴シニシタイト云フ説モアリマシタケレドモ、是ハ萬一貴族院ニ於テ否決ニナリマシタラバ、其節消滅スベキモノニナル、差支ハナイト云フノデ是モ亦終ニ可決致シタノアリマス、是が唯今マテ各號舉ゲテ申シマシタル豫算案ノ委員會ノ經過及結果デアリマス、外ニ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲリマス、孰レモ韓國ニ關スル問題デアリマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ屬スルモノガ一ツアリマス、是が其一箇デアリマス、是モ豫算委員會ニ於テ其元利仕拂ノ保護ヲ爲スコトヲ得」ト云フノ件デアリ

社債二千万圓ヲ限リ政府ニ於テ其元利仕拂ノ保護ヲ爲スヲ要スルモノガ一ツアリマス、是が其一箇デアリマス、是モ豫算委員會ニ於テハ質問ハアリマシタケレドモ、格別反對論モナク多數ヲ以テ可決致シマシタ、但シ一人モ無イトハ申シマセス、反對ヲ表ス

レト云フ「一人ハアリマシタガ、多數ヲ以テ可決シマシタ、今一ツノ即チ追第三號トナッテ居リマスル、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルモノガ一ツアリマス、孰レモ韓國ニ關スル問題デアリマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ、即チ追第二號トナッテ居リマスルノガ東洋拓殖株式會社ニ於テ發行スル

マス、是が其一箇デアリマス、是モ豫算委員會ニ於テハ質問ハアリマシタケレドモ、格別反對論モナク多數ヲ以テ可決致シマシタ、但シ一人モ無イトハ申シマセス、反對ヲ表ス

レト云フ「一人ハアリマシタガ、多數ヲ以テ可決シマシタ、今一ツノ即チ追第三號トナッテ居リマスル、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ、是モ亦韓國ノ事ニ關シテ而シテ、其金高モ同一金高デアリマス、唯此第三ノ方ハ「日本興業銀行ニ對シ左ノ條件ニ依リ其債券元利ノ仕拂ヲ保證スルノ契約ヲ結フコトヲ得」トアル方ノ即チ韓

國ノ公益事業ノタメニ、日本興業銀行ニ於テ韓國政府ニ貸付ヲ爲スガタメニ政府ノ許可ヲ得テ外國カラ公債ヲ募集致シマスル、其場合ニ日本ノ政府が、元利ノ保證ヲ爲ス、而シテ其金高モ亦同シ一千萬圓デアリマス、是モ質問ハ詳シウゴザイマシタガ、要スルニ必要ノ案ト認メマシテ可決スルコトニナリマシタ、以上御報告申シマス、テ此際ニ於テ私ハ茲ニ緊急動議が起シタノアリマス、本豫算ハ唯今御報告申シマシタ通水害復舊ノコトが其主ニナシテ居リマシテ、是ヨリ貴族院ノ豫算委員會モ開カナケレバナラヌ順序ニアリマスカラ、至急ヲ要シマスルニ此場合ニ於テ議事ニ附セラレントコトヲ希望致シマス、而シテ別ニ御異議がナケレバ直ニ此案ノ御贊成ヲ希望致シマス、ワレデ東洋拓殖ノ分ダケハ豫算外國庫ノ負擔ニ屬スルモノ、コトスカラ、是ハ總ア出マスル東洋拓殖案ノ通過シタルトキニ於テ、特ニ決議ヲ採シテ貰タイ積リテアリマス

〔賛成タク」ト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御詔申シマスコトガアリマスガ、大船渡鐵道業ノ利益補給ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマスガ、許シテ御異議ハアリマセスカ
○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——唯今大岡君ノ發議ノ如ク會期切迫ノ場合デアリマスル、テ明治四十年度歲入歲出總豫算追加案、明治四十年度特別會計歲入歲出總豫算追加案、明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案、明治四十二年度歲入歲出總豫算追加案、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ要スル件、但シ追第三號此五件ヲ日程ヲ變更シテ會議ニ附スルト云フ動議デアリマス、御異議アリマセスカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、因テ此五件ヲ一括シテ議題ニ供シマス

(第三號)明治四十年度歲入歲出總豫算追加案
(第二號)明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加案
(第二號)明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案
(第三號)明治四十一年度歲入歲出總豫算追加案
(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
(追第三號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(「委員長報告通り」ト呼フ者アリ)
(「委員長報告通り」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 別段御異論モナイヤウアリマスル、採決致シマス、委員長

、報告通り御異議ハアリマセスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通り可決ニナリマシタ、日程第一、樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案第一讀會議案ノ朗讀ハ省略シマス

第一 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付)

第一讀會

第一條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案

第二條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第一條乃至第十三條及

第三條 明治二十九年法律第十三號第二條ノ規定ハ樺太廳立小學校教員及其ノ遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第四條 第二條 本法ニ依ル給與ハ國庫ノ支辨トス

第五條 樺太廳立小學校正教員ハ其ノ給料額ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第六條 市町村立小學校正教員ノ在職年月數樺太廳立小學校正教員ノ在職年月數ハ本法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ相互之

ヲ通算ス

第七條 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號及在外指定學校職員退

第八條 隱料及遺族扶助料法ニ依ル在職在官年月數ニ付テモ亦前項ニ同シ

第九條 前項ニ掲ケタル法律ニ依ル小學校ノ正教員ト樺太廳立小學校正教員トノ間ニ於ケル轉勤ハ之ヲ勸導ト看做ス

第十條 第五條 明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ樺太廳立小學校正教員ノ退隱料及遺族扶助料ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(内務大臣原敬君意見)

○内務大臣(原敬君) 此案ハ樺太小學校令ヲ施行スルコトニナリマシタニ伴ヒマシテ、教員ノ退隱料及遺族扶助料ノ規定ヲ要スル次第テ極メテ簡單ナルモノデアリマスカラ、御贊成ヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 別段御質問モナイヤウデゴザイマスカラ、次ノ日程ニ移リマス

○元田肇君 委員ヲ九名ト致シマシテ議長ニ於テ御指名アラシコトヲ請求シマス

○議長(杉田定一君) 議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議ハアリマセスカ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第三、獸疫豫防法中改正法律案第一讀會、議案朗讀ハ省略致シマス

第三 (付) 獣疫豫防法中改正法律案(政府提出貴族院送 第一讀會)

(左) 議案ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス以下之ニ倣フ

獸疫豫防法中改正法律案

獸疫豫防法中改正法律案

獸疫豫防法中改正法律案
第二條中第一項ノ割註ヲ「東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長、市制町村制ニ改ム
第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ牛疫感染ノ疑アルモノニシテ第十四條ニ依リ地方長官監以下之ニ倣フ
ニ於テ免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

第五條中割註ヲ削ル

第六條中「及前條」ヲ「又ハ前一條」ニ改ム

第十條第一項中「第四條、第五條」ヲ「第四條、第四條ノ二、第五條」ニ改メ第

三號ヲ左ノ如ク改ム

三 牛疫感染ノ疑アル爲撲殺シタル牛羊又ハ免疫血清若ハ豫防液ヲ注射

シタル後撲殺シタル獸類

評價額五分ノ四

第十一條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四 第十二條第一項ノ命令ニ違背シ移動シタル獸類及物品

五 第十四條ニ依ル注射ヲ執行ヲ妨ケタル場合ニ於ケル獸類

六 第十五條ノ命令ニ違背シ檢疫ヲ受ケヌ又ハ輸入若ハ移入シタル獸類

七 及物品
有病地ヨリ輸入又ハ移入シタル獸類及物品

第八條
警察官及獸醫又ハ檢疫委員ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ期間獸疫ニ

罹り又ハ其ノ疑アル獸類ヲ繫留シタル場所及其ノ近傍ニ對シ交通ヲ遮斷

スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ獸類ニ付検査ヲ行ヒ

又ハ免疫血清若ハ豫防液ノ注射ヲ行フコトヲ得

第十五條ノ二 警察官及獸醫又ハ檢疫委員獸類ノ検査又ハ免疫血清若ハ豫防液ノ注射ヲ行フ場合ニ於テ助力ヲ要求シタルトキハ所有者又ハ管理人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 外國又ハ本法ヲ施行セサル地方ヨリ獸疫侵入ノ危險アリト認ムルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入シ又ハ移入スル獸類及物品ノ檢疫ヲ行ヒ又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ停止スルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條ニ違背シタル獸醫

第三條又ハ第四條第一項ニ違背シタル者

第五條又ハ第十二條ノ命令ニ違背シタル者

第十四條ニ依ル検査又ハ注射ヲ妨ケタル者

第十九條 削除

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(農商務大臣松岡康毅君登壇)

○農商務大臣(松岡康毅君) 本案ハ現行ノ獸疫豫防法中ノ改正ヲ致シマスル案デ
ゴザイマシテ、唯今ノ法律ニ於キマシテハ獸疫ニ罹ル疑ノアル動物ハ、撲殺スルトコト

ノ一定ノコトニナフテ居リマスルノデアリマス、然ルニ近年血清療法ヲ段々施シテ見マスル

ト云フト、餘程有效ニナリマシタノデ、サウ致シマスルト血清ヲ療治ヲ仕遂ゲマスルト、撲

殺ヲシナクテモ宜イヤウニ段々ナフテ參リマスカラ、ソレ故ニ一概ニ撲殺ト申ストコロヲ改メ

テ、血清療法ヲ爲シ得ラレ、又血清ヲ注入致シマシテモ病症ノ關係、或ハ爾後ノ效

能が十分ニ現ハレナイト云フ時分ニハ、ヤハリ撲殺スルコトモ出來ルト申スヤウナ便宜ヲツ

コヘ計リマシテ、一概ニ撲殺スルト申ストコロモ免モ角モ救フト云フノガ主タル目的ニナッ

テ居リマス、其他一二ノ修正モゴザイマスケレドモ、現行法ニ僅カノ修正ヲ加ヘルノデ、極

ク簡單ナモノゴザイマスカラ、速ニ御協賛アランコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 次ノ日程ニ移リマス、日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ

委員ノ選舉
○元田肇君 是モ九名ノ委員ト致シマシテ、議長ニ於テ指名アランコトヲ望ミマス
○議長(杉田定一君) 元田君ノ發議ノ如ク、議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御
異議ハアリマセスカ
○議長(杉田定一君) 次ノ日程ニ移リマス、日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ

第五 畜牛結核病豫防法中改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

○元田肇君 (農商務大臣松岡康毅君登壇)
第七條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ韓國牛ニ對シテハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ラサルコトヲ得

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(農商務大臣松岡康毅君登壇)

○農商務大臣(松岡康毅君) 是モ至シテ簡單ナモノデアリマシテ、唯今ノ法律ニ於キ

マシテハ外國ヨリ輸入スルトコロノ牛ニ結核豫防ノタメニ「ツベルクリン」ノ注入ヲ必要ト

シテアリマスルノデアリマス、然ルトコロ多ク參リマスル 韓國產ノ牛ノ如キニ至シテハ、結核

ガ少ナ、誠ニ一万餘頭ノ中で僅カニ十頭少々位ノコトアリマスカラ、盡ク「ツベルクリ

ン」ノ注入ヲ必要トスルトコロヲ緩メマシテ、疑ノアルモノニハ致シマスルケレドモ、モウ診

断上其疑ノナイモノハ「ツベルクリン」ノ注入ハ廢スルト云フ 法律デゴザイマス、前同様速

ニ御協賛ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 次ノ日程ニ移リマス、日程第六、右議案ノ審査ヲ付託スベキ

委員ノ選舉
○元田肇君 是ハ前委員獸疫豫防法中改正法律案ノ委員ニ併セテ付託サレシコト

○元田肇君 第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○元田肇君 是ハ前委員獸疫豫防法中改正法律案ノ委員ニ併セテ付託サレシコト

スルニ付テ、此法案ヲ提出致シマシタ譯デゴザイマス、宜シク御賛成ヲ願ヒマス

○花井卓藏君 質問ガアリマス

○議長(杉田定一君) 質問デスカ

○花井卓藏君 質問デス、本案ノ第三條ニ「満洲ニ駐在スル領事館ノ管轄ニ屬スル刑事ニ關シ國交上必要アルトキハ外務大臣ハ關東都督府地方法院ヲシテ其裁判ヲ爲サシムルコトヲ得」トスウ云フコトヲ規定シテアル國交上必要アル場合ニ於テハ外務大臣ナル行政官ハ關東都督地方法院ナル裁判所ヲシテ其裁判ヲ爲サシムルコトヲ得ルト云フ規定アル。如何ニ國交上ノ必要ガアレバトテ、外務大臣ト云ヘル行政權が裁判所ヲ指定シテ裁判セシムル如キハ裁判權ノ指揮ヲナスト同ジコトアル。此ノ如キハ帝國憲法ノ條規ニ悖リ裁判權ヲ輕ンズルモノデアルト私ハ信シテ居ル。國際ノ慣例ノ上ニ於テ如何ナル實例ガアルト致シマシタコロデ、帝國憲法ハ此ノ如ク行政權が裁判權ノ指揮ヲナスト同シヤウナルコトハ認メテ居ナイト信シテ居リマス、理義上ノ根據ヲ承リタイノデス。

(政府委員男爵珍田捨己君登壇)

○政府委員男爵珍田捨己君 唯今花井君ノ御質問モゴザイマスガ、外務大臣ナル行政官ガ裁判官ニ命令シテ(花井卓藏君「裁判官ニ命令シテトハ言ベナイ」ト呼フ)裁判ヲナサシムルト云フノハドウ云フ理窟カト云フヤウノ御質問ノヤウニ伺ヒマシタガ、是ハ何デゴザイマス、今日改正シヤウト云フ現行法ニ於キマシテモ、同ジコトニナシテ居ルノデゴザイマス、ヤハリ外務大臣ハ命令スルト云フコトニナシテ居ルノデゴザイマス。

○花井卓藏君 ソレデハ答辯ニナラナイ、今日ノ現行法ニモ認メテ居ルカラ、ソレデ宜シト云フノテハ憲法上ニ質疑トシテノ答辯ニハナリマセヌ、本員ハ現行法ノ如何ニ拘ハラズ本案ニ對シテ質問スルノデアル、現行法ニセヨ、本案ニセヨ、此ノ如ク行政權が裁判權ヲ指揮ヲナスト同様ナル規定ヲ容認スルハ、憲法ノ條規ニ適ハザルモノト認ムルモノデアル、憲法ハ抵觸セザルモノナリト云フノナラバ其理窟上ノ根據ヲ承リタノデアル斯ウ云フノアリマス、他ニ斯様ナル例ガアルカナイカト云フコトヲ聽クノデナイ、聞違ッタ例ガアッタラ、正シウシタノデアリマス。

(政府委員道家齊君登壇)

○政府委員道家齊君 唯今ノ御質問ニ御答イタシマスガ、満洲ニ於テ此裁判權ヲ行フニ付テ、外務大臣ガ即チ行政官ガ、其裁判ノコトヲ指揮スルコトが出來ルヤ否ヤ、其點が憲法ニ明文ガアルヤ否ヤト云フ御質問ノヤウニ承リマシタガ(花井卓藏君「ソシナコトハ憲法ノ明文ニハナイト思ヒマス」ト呼フ)憲法ノ明文ニハ固ヨリナシノアリマス(花井卓藏君「行政權が裁判權ヲ指揮スルコトガアッタマルモノデナイカラ尋ねタノデアル」ト呼フ)ソレ故ニ憲法ニハ行政權が裁判權ヲ指揮スルト云フコトハ無論ナイノアリマスガ、満洲ニ於テハ即チ憲法ハ行ハレテ居ナシ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマスカラ行政權ハ即チ裁判權ニ立入シテ指揮スルコトハ差支ナイト云フ考デアリマス

○花井卓藏君 滿洲ニ憲法が行ハレテ居ルヤ否ヤ問ウタ譯デハナイガ、ソレハソレデ宜シトシテ、若シ其憲法ノ動キガ満洲ニ及バナイト云フコトデアルナラバ、憲法上ノ協賛手續ハ要ラナイデハアリマセヌカ、満洲若シ憲法ノ行ハル、所ニアラズトセバ、憲法上法律ニ協賛ヲ與フル此議會ニ斯シナモノヲ持ツテ來ナイデモ宜イト思ハレル、憲法ノ條規ヲ履ムニ及バヌデハアリマセヌカ

(政府委員道家齊君登壇)

○政府委員道家齊君 御答致シマス、唯今ノ現行法ニ依リマスレバ、領事裁判權ノ終局ハ即チ長崎ニ於ケルトコロノ裁判所即チ地方裁判所若クハ控訴院、是ヘ持ツテ

行フテ、公判ナリ若クハ上訴スルト云フコトニ法律が極メテ居リマス、ソレニ對シテ即チ例外ヲ設ケナケレバナリマセヌカラシテ、其現行法ヲ改正スルト云フ必要ガアルカラ、法律案ノ改正ヲ提出シタ譯デアリマス

○花井卓藏君 ソレハ第三條ニ關係ノナイコトデアリマス、ソシナコトハ他ノ刑事法ニ書イテアル、ソレヲ尋ネルノデハナイ、根本問題トシテ行政權が裁判權ヲ指揮スル如キハ不都合デアルト云フ質問デアル

○議長(杉田定一君) 次ノ日程ニ移リマス、第十二、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉
第十二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○元田肇君 九名ノ委員ヲ議長が御指名ニナシテ、唯今ノ如キ點ハ十分ニ審議セラレシコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 元田君發議ノ通り、議長指名九名ヲ委員付託ニ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
正法律案第一讀會ノ續、委員長報告、花井卓藏君

○議長(杉田定一君) 九名ノ委員ヲ議長が御指名ニナシテ、唯今ノ如キ點ハ十分ニ審議セラレシコトヲ望ミマス
正法律案第一讀會ノ續、委員長報告通リ(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
○元田肇君 直チニ二讀會ヲ開カレ、二讀會ヲ省略致シマシテ、委員長報告通リ決せラレシコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 元田君發議ノ如ク、直チニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ確定スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
官吏恩給法中改正法律案 第一讀會ノ續(報告)
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス
官吏恩給法中改正法律案 第一讀會ノ續(報告)
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ讀題ニ確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、本案確定

十八マデハ同一委員ニ付託サレテ居リマスルデ、併セテ委員長ノ報告ヲナサシメマス、磯部四郎君

第十四 陸軍刑法案(政府提出、貴族院送付)

第十五 海軍刑法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長) 第一讀會ノ續(委員長)

護云々ト云フヤウナコトヲ認メテ居ルト云フヤウナコトハドウシアモ出來マセヌケレドモ、或シタ上ニ於テ、委員會ニ於テモ、即チ此案ニ賛成ヲ致シマシテ、貴族院送付ノ通り可決スルコトニ稍、一決致シマシタ次第デゴザイマス、ソレカラ尙第一ニ報告致シテ置キタウガ

第十六 陸軍刑法施行法案(政府提出、貴族院送付)

第十七 海軍刑法施行法案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長) 第一讀會ノ續(委員長)

トキニハ、之ヲ罰スルトコロノ法律ハ十分備ツテ居ルケレドモ、上官ノ人ガ下官ノ人ニ向ケテ、所謂幕下ニ對シテ陵辱ヲ加ヘ、若クハ不敬ノ行爲ヲナシタトキニ之ヲ如何ニ處分スルカト云フコトニ付テハ、法律ノ表ニ或ハ陵辱ト云フ如キ法文モゴザイマスケレドモ、陵辱マニ至ラザル問ニ、隨分奇酷ナ行爲ヲセラレタモノニ付テハ、外國ノ法律ニ於テ罰シテ居ル法文ガ澤山ゴザイマス、然ルニ此陸軍刑法並ニ海軍刑法ニ於テハソレハ存在シテ居ヌ、ソレニ付テハ十分質問ニナリマシタ結果、ソレハ所謂懲罰法ニ譲シテアリマスカラ、御心配ハナイト、又甚シキニ至リテハ此刑法ノ上ニ於テ陵辱云々ノ文字ガゴザイマスルカラ、是等ニ依テ十分ニ制裁ヲ加ヘルコトが出來ルト云フ御辯明ニアリマシテ、委員會ニ於テ四件ヲ初メニ委員會ノ經過ヲ報告致シマシテ、更ニ引續印紙犯罪處罰法ト云フモノノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、ソレテ此陸軍刑法、海軍刑法ハ申上ダルマテモナク、實ニ今期議會ニ現ハレマシタコロノ一大法律案ノ一デゴザイマスル、デ委員會ニ於テモ十分ニ調査ヲ遂ヶ、且十分ニ政府當局者トモ意見ヲ闘ハシマシテ、大體ニ於テハ即チ此委員會ニ於キマシテハ先づ此ノ如キ重大ナ、且條文ノ多イモノニ付キマシテ、其會ニ於キマシテモ先づ此ノ設グマシテ、此特別調査會ト云フモノヲ數回開キマシテ、其會ニ於キマシテモ先づ此ノ性質ヨリ研究ヲ致シテ、其性質タルヤ即チ今回ノ陸軍刑法、海軍刑法ト云フモノハ軍事ニ關スル不法行爲ヲ罰スルヲ以テ目的セラレタノアルカ、

將タ軍人ノ犯罪ヲ罰スルヲ以テ目的セラレタノアリマスカト云フコトが第一デゴザイマシテ、其點ニ付テハ政府當局者ヨリノ御答ハ、先づ大體ニ於テ軍事ニ關スル行爲ヲ罰スルト云フ事柄ヲ以テ大體ノ性質ト致シテ、加フルニ幾分カ軍人ニ關係スルト云フ、所謂折衷主義ノ法律デアルト云フコトゴザイマシタ、ソレカラ尙花井君ヨリノ議論モゴザイマシテ、元來陸軍刑法、海軍刑法ト云フコトデ、此案ヲ提出セラレタト云フコトウト云ウヤウナ議論モ出タノアリマスルガ、何分海軍ト陸軍トハ其孰ルトコロモ異ニシテ居ル、從シテ生ズルトコロノ犯罪モ種々性質ヲ異ニシテ居ルカラ、成程或國ニ於キマシテハ軍刑法トシテ海陸ヲ合シタモノモゴザイマスルケレドモ、尙我邦ニ於キマシテハ即チ陸軍刑法、海軍刑法ト區別スルノ必要ヲ認ムルト云フコトデ、此案ヲ提出セラレタト云フコトデゴザイマス、ソコテ要スルニ此法案タルヤ、今日行ハレテ居ルトコロノ陸軍刑法、海軍刑法ニ比較ヲ致シテ見マスルト幾分ノ進歩ヲ致シタ云フ事柄ハ委員會ニ於テ認知致シタノゴザイマス、サテ此理想的ノ法案トシテハ幾分ノ進歩ヲ認メマスケレドモ、併ナガラ之ヲ運用スルトコロノ機關如何ト云フコトノ問題ガ、委員會ニ於テ最モ屢起シタノデゴザイマス、其運用ノ機關ニ於テ委員會が大ニ心配ヲ致シマシタノハ外テハゴザイマスセヌ、今日マテノ現行法ニ於キマシテハ軍法會議ノ判決ニ付テハ上訴ノ途モ開ケテ居ナイ、又軍法會議ニ附セラレタル被告人ノタメニ如何ニ寃ヲ雪ギダイ理由ガエザイマシテモ、辯護權上云フモノヲ與ヘテナイ、即チ覆審制度竝ニ辯護權、此二ツガ即チ運用機關ノ中ニ存在セザル限りハ、如何ニ理想トシテ立派ナモノアラウトモ、之ヲ施行セラレタ何ノ益カアラン、即チ此陸軍刑法、海軍刑法ニ於テ覆審ノ制度ト、ソレカラ辯護人ヲ附スルノ制限ヲ採ラレバ否ヤト云フコトニ付テ、當局兩大臣ト花井君ト凡ソニ一十回モ質問應答ガアダノゴザイマス、而シテ兩大臣ニ於カレテハ即チ治罪法制定ノ曉ニ於テハ無無論審制度ヲ採用致シマスルシ、又辯護權ノ如キニ至リマシテモ今日戰時ノトキニ於テ辯

テ置クコトが甚ダ大切グラウト思ヒマスカラ、更ニ質問ニ及ノアリマス、唯今委員長ヨリ報告セラレマシタ通り、委員會ニ於テ最モ明白ニ陸軍大臣、海軍大臣ヨリ他日改正セラルベキ刑事訴訟法ノ上ニ於テ、上訴權ノ制度、辯護權ノ制度ヲ全然之ヲ是認スル、勿論其範圍制限等ニ付テハ考慮ヲ費スベキ點アリト雖モ、制度其モノハ喜ンデ之ヲ迎ヘルト云フコトヲ申サレマシタガ、果シテ其通りニナルコト、ハ信シテ居リマスケレドモ、念ノタメ本會ニ於テ國民ノ耳ニ廣ク響クヤウニ致シタイ、ソレ故ニ繰返シテ質問ヲスルノアリマス

○陸軍大臣子爵寺内正毅君登壇
本會議並ニ委員會ニ於テ御答ヘ申シタ通リニ運ブ積リデゴザイマス、サウ御承知ヲ願ヒ

○望月長夫君

質問ガアリマス、私ハ第一
人臣子籠寺内正毅君登壇
于籠寺内正毅君）唯今在
員會ニ於テ御答ヘ申シタ通

二
七

ウ云フコトヲ伺シテ見タイノデス、是ハ直

接二陸軍刑法ノ問題デハナイヤウデアリマスケレドモ、陸軍刑法ノ所謂逃亡罪何カノ規定ヲ議スルニ付テハ、無論直接ニ關係ガアルト云シテ、宜シイテアルト信シマスノテ、ソレハ近來新聞紙ノ報道ニ依リマスレバ、此陸軍刑法ノ言葉ヲ以テ言セマスレバ、所謂黨與シテ即チ徒黨ヲ組シテ多數ガ申合セテ逃亡ヲ企テルト云フ事實ガ殆ド各所ニ頻リニ起ル

ガタメニ、殆ド

種惡流行、惡傾向ナリト云々テモ差支ガナイ程、屢々新聞紙ニ依シテ報

道サレルノデアリマス、是ハ無論各個々ニ就テ取調ベマシタナラバ、各個格別ノ原因ゴザリマセウシ、各個格別ニ勃發シタ特殊ノ動機ハゴザイマセウガ、併シ唯今申スが如クニ、殆ド近來ノ新聞ニ依シテ傳ヘラレルガ如クニ、各所ニ起ルトスレバ一ノ惡流行惡傾向ト云シテ差支ガナイト思ハレマスカラ、サウ致シマスレバ若シ此ノ如キ惡流行アリ、惡傾向

刀道見マスレ

ニ共通サレテ居ル原因ガアルノハナナイカト思ハレル。本日ノ陸軍大臣モ御出席ニテ居リマスルが、勿論陸軍省ニ於テモ是等ノ事實ヲ輕忽ニ御覽ニシテ居ラツトハ存シマセヌカラ、此ノ如キ事柄ガ勃發シテ頻々起ル、若シ其通りノ原因ト見ラベキモノガアツテ、御取調ニシテ居ルナラバ、如何ナル原因ガアルト當局者ハ認メラレテ居ルカ、又此ノ如キ惡流行、惡傾向ヲ防止スルニ就クハ、所謂善後ノ方法ニ付テハ無論陸

軍當局者二成

算ノアルベキコト、ハ信ジマスル、即チ防止ノ手設モ略定シテ居ラウトハ

信ジマスルガ、即チ原因及善後ノ處分ニ付テ、當局者ハ之ヲ如何ニ見テ居ラレルカ、其點ニ付テ陸軍當局者ノ責任ノ御説明ヲ伺シテ置キタ、成ルベクハ法律ノ力ノミニ依ラズシテ、成ルベク此ノ如キ惡流行惡傾向ガ言ハズ語ラズノ中ニ絶滅スルヤウニ、相當ノ御辯明アランコトヲ希望致シマスル、ソレカラ序ニ今一ツ伺シテ置キマスノハ、即チ此陸

海軍刑法ノ施行

行期日テス、全體本體カラ申シマスレバ、議會ノ會期切迫ノ際ニ數百條

ノ活潑ナル法律ヲ押付ケラレテ、吾々ハ殆ド鵜呑モセネバナラ又境遇ニ立チ居ルノデ（ノウ／＼）ト呼フ者アリ）之ヲ鵜呑ニスルニ付テハ、實ハ陸海軍大臣カラ所謂治罪法ナルモノヲ速ニ捺ヘテ、上訴權及辯護權ヲ認メルコトニ重キヲ措イテ、貴フコトニシテ、實ハ之ヲ鵜呑ニスルト云フ筋ニナシテ居リマスカラ、唯今花井君カラモ確メテ居リマスガ、私モ同シテ置ギタイノハ、即チ其治罪法ナルモノハ凡ソ何時頃出サレルノカ、例へバ次ノ議會

ニ出サレル御考

カ、及施行期日ヲ聞キマスルノハヤハリ吾ニガ最モ信任ヲ置カントスルト

コロノ治罪法が出来ヤウガ出来マイガ、ソレニ付テハヤハリ陸海軍刑法ハ直チニ御施行ニ相成ル御考カ、此様ナ關聯シタル趣意ニ於テ陸海軍刑法ノ施行ノ時期ヲ伺ニテ置キタイ、ドウカ此二ツニ對スル大臣ノ説明ヲ願ヒタイ

(陸軍大臣子爵寺内正毅君登壇

1

○陸軍大臣(子爵寺内正毅君) 唯今御質問ノ第一ニ先づ御答ヲ致シマス、御承
知ノ如ク此軍隊ニ於キマシテ黨ヲ結ビ、法ヲ犯スト云フコトハ如何ニモ不都合ナ事柄デ
アリ、又軍隊トシテアルマジキコトデアル、此ノ如キコトが廣ク一般ニ蔓延スルト云フが如
キハ殆ド國家ノ體面ヲ失フト云フコトニ立至ル譯デ、甚ダ遺憾千萬ナ事柄デアル、當局
者ニ於キマシテハ固ヨリ此ノ如キコトノナイヤウニ十分ニ注意ラシツ、アル併ナカラ御承
知ノ如ク此戰後凱旋後ノ軍隊ハ暫クノ間靜肅ナ軍規ノ下ニ居ラス有様デアツク、之ヲ
再ヒ靜肅ノ軍紀ノ下ニ統御ヲ嚴重ニスルト云フコトハ、最モ注意スベキコトデアル、一兩
年以來其點ニ於テハ總ニ三省局者ハ十分ナ注意ヲ拂シテ居リマシタ、然ルニモ拘ハラズ
時々近時ニ於テ此ノ如キ不祥ナコトヲ見マスルノハ、甚ダ遺憾ナ、次第ニアル併ナカラ今
日マテ起リマシタ事柄ハ誠ニ原因ノナイコトデ、唯一時ノ心得違カラ起ル事柄ガ、今マ
テノガアルノミテゴザイマス、ソレテ格別軍隊ノ根柢ニ對シテ大害ノアルモノトカ、或ハ總
テノ此類々一二三回起リマシタノヲ通シテ、ドウトカ云フ原因ガアルト云フヤウナコトハ一
切ナインデ、サウ云フヤウナコトゴザイマシテ、今日此事柄ニ對シテ餘り憂慮スベキコト
デナイト思フ、免ニ角此ノ如キコトノ生ダルト云フハ甚ダ宜シクナイ、ソレデ直接ノ指揮
者並ニ之ヲ統轄スルモノ、總テガ此點ニ於テハ一層軍紀ヲ嚴肅ニシテ、此ノ如キコトノ
將來起ラヌヤウニ致シタイ考ニアリマス、併シ之ニ付テハ序デナガラ一言ノ注意ラ願シテ
ソレニ對シテハ心得ノ違フモノガ或ハ之ヲ煽動シ、或ハ之ヲ勸誘スルト云フヤウナ事柄
ガ、誤ダテ或ハ傳ヘラレルト云フコトが無イトモ保證ノ出來ナイヤウナ次第テ、是等ハ總テ
ノ國民モ軍隊ニ對シテ、此ノ如キコトハ寧ロ有害アルト云フコトヲ、能ク承知シテ貰ヒ
タイト思ノノデアリマス、其邊ニ付テアリマス、其邊ニ付テアリマス、其邊ニ付テアリマス
ルカラ、ドウガ御注意ラ願ヒタイト考ヘマス、ソレカラ第二ノコトニ付キマシテハ此施行期日
ハ未ダ決定ラ致シテ居リマセヌガ、既ニ普通刑法ノ實行期モ極メルコトニナシテ居ル、成
ルベク普通刑法ノ施行セラレルトキニハ陸軍刑法モ施行致シタイ考ニアリマス、是ハ行
政上ソレく執ルベキ處置モアルノデ、今茲ニ明言スルコトハ出來マセヌガ、サウ云フ考
デゴザイマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ議題ニ供シマス

陸軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ノ聲起ル

海軍刑法案

確定議

○元田肇君 是モ陸軍刑法ト同様直チニ一讀會ヲ開カレ、三讀會ヲ省略シテ可決アランコトヲ望ミマス

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 元田君發議ノ如ク、直チニ一讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ議題ニ致シマス

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案確定——日程第十六、陸軍刑法施行法案第一讀會ノ續

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フニ御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ノ聲起ル

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ヘナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ議題ニ供シマス

陸軍刑法施行法案

確定議

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

海軍刑法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

海軍刑法案

確定議

官報號外 明治四十一年二月二十五日 衆議院議事速記録第十八號 議事日程第十四乃至第十八ノ件 議事日程變更ノ緊急動議 三七七

○議長(杉田定一君) 海軍刑法施行法案(政府提出貴族院送) 第一讀會ノ續付

○議長(杉田定一君) 本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フニ御異議アリマセヌカ

海軍刑法施行法案

確定議

○元田肇君 直チニ一讀會ヲ開カレテ、本案モ亦二讀會ヲ省略サレテ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 元田君發議ノ如ク直チニ一讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議アリマセヌカ

海軍刑法施行法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

海軍刑法施行法案

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ一讀會ヲ開キ、全部ヲ議題ニ供シマス

海軍刑法施行法案

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

海軍刑法施行法案

確定議

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フニ御同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 起立者ハ一人モアリマセヌ、本案ハ一讀會ヲ開クベカラズト云フニ決シテ、即チ廢案トナリマシタ

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 他人ノ土地ニ於ケル工作物云々委員會ヲ開キタウゴザイマス

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 他人ノ土地ニ於ケル工作物及竹木ノ所有權保護ニ關スル委員會ヲ開キタウゴザイマス

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 他人ノ土地ニ於ケル工作物及竹木ノ所權有保護ニ關スル委員會ヲ開キタウゴザイマス

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——改野耕二君

印紙犯罪處罰法案(政府提出貴族院送)

確定議

○議長(杉田定一君) 先づ報告ダケ

(改野耕二君登壇)

○改野耕二君 東洋拓殖株式會社ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、此委員會ニ於

キマシテハ本案ニ付テ種々質問ヲ遂ケ、而シテ大體ニ於キマシテハ韓國拓殖上斯様

特別委員ヲ選舉ニナリマシテ、此七名ノ委員ニ於テ修正ヲ要スルコトガアルノデ、七名ノ法案ガ必要ナリト認メテ、而シテ多少法案ニハ修正ヲ要スルコトガアルノデ、七名ノ

ヲ以テ本委員會ハ一名ヲ除クノ外修正ニ可決ニナリマシテゴザイマス、而シテ此修正ノ要旨ハ十一條ト十二條が重ナ點デアリマシテ、其修正ノ要點ハ先刻諸君ノ手許ニ御

配付二ナッテ居リマスカラ、御承知ノコトデゴザイマスカラ詳シクハ述べマセヌガ、要スルニ本案ノ精神ヲ傷ケナイ範圍ニ於キマシテ、唯列記シテアルノヲ總括的ノ修正ヲシタニ止マルノデゴザイマス、此修正ニ付キマシテ政府モ同意ヲ表シタ譯デゴザイマスカラ、冀クハ本會ニ於テモ速ニ可決セラレントヲ望ミマス、御報告ニ及ビマス

○議長（杉田定一君）唯今報告ニナリマシクトコロノ東洋拓殖株式會社法案ヲ日程ヲ變ジテ院議ニ附スルト云フニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君）御異議ハナイト認メマス、本案ハ問題トナリマシタ——島田三郎君

東洋拓殖株式會社法案（政府提出）

第一讀會ノ續

○島田三郎君 諸君、本員ハ本議會ニ於テ不幸ニシテ政府ノ重要ナル議案トシテ提出セラレタルモノニハ殆ド悉ク反対デアル、始メヨリ終ニ至ル會期ヲ通ジテ小問題ハ格別デアリマスガ、内閣が此運命ヲ賭ケテ出サレベキ位ノ重大ナルトコロノ議案ニ付テハ悉ク反対デアル、即チ會期切迫ノ今日ニ於テモ又此案ニ反対ヲ致スノテアリマス、其反対ノ大要ヲ申シマスレバ第一ニ形式ニ於テ甚ダ不當デアル、第二ニ内容ニ於テ甚ダ不安デアル、此一ツデアリマスガ、此案ヲ一讀シテ見マスルト云フト、長イ年限ニ經營致シマスルトコロノ形容シテ百年ノ大計ト能ク申シマスルガ、此案ハ目シテ百年ニ涉ルトコロノ會社ノ設立ノ法案デアリマス、此ノ如ク年限ノ長キ會社ヲ一度此議會ニ於テ可決シマスレバ、其後ニ起ルトコロノ錯綜セル議會ニ向テ最早暎ヲ容ル、ハ甚ダ困難デアルト云フコトヲ考ヘテ見マスレバ、此問題ヲ急遽ニ決スルト云フコトハ衆議院ノ體面ニ於テ甚ダ不可ナルモノデアルト本員ハ確信致シマス、政府ハ何故ニ斯ク兩二日ニ追シテ居ル議會ニ向テ、此ノ如キ重要ナルトコロノ議案ヲ投げ込マレタノデアルカ、又委員會ニ付テハ一切望マナイヤ、此事ヲ爲スト云フコトヲケレバナラヌ、元來議會ニ手續ニ於テ之ヲ委員ニ附シテ、特ニ政府ノ提出シタ議案ハ必ず委員ニ附スルトコロノ議事ノ定則デアリマスカラ、議院ニ臨ムニ此ノ如ク鄭重ナル手續ヲ以テスルトコロノ政府ガ、何故ニ緊急動議トシテ此法案ニ付シマスラヌト云フ此切迫ナル時日ヲ豫期シツ、提出セラレタノデアルカ、又委員會ニ於テ政府ニ質問フシ、或ハ説明ヲ請ウタルモノハ少ナクトモ印刷ニ附シテ、全議員ニ配付シテ置イテ、之ヲ熟讀シテ思フ、サウシテ今日緊急動議トシテ是が議場ニ現ハレ、此委員會ノ中ノ問答ヲ本員が承ルトコロニ依ルト、本員ト同シ感覺ヲ抱イテ質問セラレタ議員ニ對シテ、政府委員ハ政府ハ一十七八年頃カラ最早此事ヲ考ヘテ居シテ、非常ニ考ヲ費シ調査ニ調査ヲ重ねタ、故ニ急遽ニ之ヲ出スコトハ出來ナカッタ、已ムヲ得ズシテ遂ニ此議會切迫ノ意ヲ提出が延引シタト答ヘテ居ル、何タル暴戾ナル答デアルト本員ハ思フ、政府が人數ノ少ナキトコロノ委員會ノ調查會ニ於テ、尙此ノ如ク日ヲ重ネ、バナラズ、尙委員會ニ附スル前ニ廟議ニ於テモ大ニ鄭重ヲ盡サナケレバナラスト云フ如キ、重大ナル議案ヲ何故三百七十餘三餘ルトコロノ者ニ急遽ニ議サシメテ必ズ之ヲ可決セヨト言ハヌバカリノ態度ヲ執ルト云フノハ、畢竟議院ニ對スルノハ形式ノミ、彼等ハ操縦シ得ベシト云フ無禮ナル考ヲ持テ居ルト云フコトハ、此一事ヲ以テ明白デアル、政府が此ノ如ク憲法法律ハ形式上ノ手續ノミト言ハヌバカリノ態度ヲナスト云フコトハ、政府ノナスコトデアルカ、苟モ國民ノ代表會トシテ此ノ如キ態度ニ甘ンジテ之ニ默從セラレントスル形勢ガアルノハ、

本員憤慨シテ已ム能ハザル第一事デアル、此事ニ付テ本員ハ起立セラル、トコロノ諸君ニ明白ナル覺悟ヲ促スモノデアル、第一ニ此案ヲ通覽シテ見レバ、事業ノ點ニ於テ殆ドノデゴザイマス、此修正ニ付キマシテ政府モ同意ヲ表シタ譯デゴザイマスカラ、冀クハ本會ニ於テモ速ニ可決セラレントヲ望ミマス、御報告ニ及ビマス

諸般ノ事業ヲ經營セシムル、貸借ヲセシムル、又是ヨリ得タルトコロノ物産ノ取扱ヲ委任スルト云フテ、更ニ推及シテ水產業ニ涉ル、礦業ニ涉ルト云フヤウナ、ソレデ移民ノコトモ半島ノ事業全部ヲ舉ゲテ此會社ニ託スル程ノ大ナル權限ヲ委ネタル是ハ法案デアリマシテ、例へ農業ヲ本トシテ、農業聯帶シタトコロノモノニヤラセル、之ニ附屬シタトコロノ諸般ノ事業ヲ經營セシムル、貴族院ニ送シテ、貴族院ニ委ネヤウト云フコトニ付テハ、年限ニ於テ百年ニ涉リ、營業ニ於テ全半島諸般ノ事業ニ涉ルモノヲ舉ゲテ、一日カ三日ノ間ニ審查委員ヲ舉ゲテ本會マデモ併セテ之ヲ議會社ニ委ネヤウト云フコトニ付テハ、年限ニ於テ百年ニ涉リ、營業ニ於テ全半島諸般ノ事業ニシメテ、更ニ甚シキハ之ヲ緊急動議トシテ成立タシメテ、之ヲ貴族院ニ送シテ、貴族院ニガドレ程ノ違ラ以テ審査シ終ルカ、實ニ形式ニ於テ暴戾ト言ハザルヲ得ヌト本員ハ思フ、内部ニ於テ其得失如何ト云フコトハ大ナル疑問デ、即チ本員が形式ニ於テ不可デアッテ、内容ニ於テ不安デアルト云フコトハ此事デアル、詰リ通シテ申シテ見レバ、若シ日本國民ニ會社ノ力、或ハ一個人ノ力ヲ以テ韓國半島ノ事業ノ經營ニ任ズル適當ナル能カナノデ、私個人私會社ニ付テハ一切望マナイヤ、此事ヲ爲スト云フコト根柢デアリマスガ、此點ニ付テモ考慮シナケレバナラヌ、成程今日マテ朝鮮半島ニ移リマシタトコロノ人ハ、多く資本家ハ誠ニ少數デアル、又大ナル事業家モ少數デアル、又資本家、事業家モ亦全力ヲ擧ゲテ注ガズシテ、僅ニ一部ノ力、一部ノ資金ヲ韓國ニ注グノアル、誠ニ微力デアル、其他ニ至リマシテハ、資本ナクシテ信用モ薄イトコロノ人々ガ、半島ニ渡ツテ事業ノ見ルベキモノガナイト云フコトハ、本員ハ政府ト反対ノ意見ヲ持テ居ルニ拘ハラズ、此懸ニ於テハ事實ヲ是認シタイノデアリマス、併ナガラ形勢ノ變化ト云フコトニ眼ヲ著ケテ見マスレバ、既往ヲ以テ現在將來其通りテアルト推定スルノ免ガレヌト思フノデス、古來ノ關係ハ暫ク措イテ、維新後新タル政府ノ下ニ日韓ノ關係ハ甚ダ不安デアル、四十年ノ星霜ヲ經タケレドモ、實ハ前一年ノ間ハ不安デ、韓國ノ不安ハ推及ボシテ内地ノ亂ノ基トナッタ位、甚ダ不安デアッタカラ、此時代ハ僅カニ外交政治關係ノミテ此時代ハ到底僅カナ資本ヲ以テ渡海スルナドト云フコトハ出來ナイ、然ラバ後十年間ハ如何ナルカト云フト、再ニ韓國內ニ紛亂が起り、内亂ニ等シ騒動が起テ、日本國民ノ血ヲ韓國ニ流シタ時代デ、殆ド清國ノ勢力ノ半島ニ加シテ日本ハ其一部ヲ占メントシテ誠ニ不安ナル形勢ニアツタ、此間ニ資本ヲ携ヘ半島ノ事業ニ力ヲ盡スコトが出来ナイデ、傍観シテ居ルノハ當然ナコトデアリマス、政府自身モ政治的外交的問題ノ現ハレタル時代ニ、日本國民ヲシテ事業經營ノ能力ヲ彼ノ半島ニ用井シメント云フコトハ、幾ド不可能ノコトデアルト本員ハ思フ、日清關係ノ不安ハ一十七八年ニ至シテ、初メテ定マリ、稍、日韓ノ關係が定マラントシテ、續イテ至ルトコロノモノハ、更ニ强大ナル露國シテ此ノ如キ地ニ資本ヲ携ヘテ信用厚キ人ハ事業ノ經營ニ著手スベキカ、著手セザルノミテ此ノ如キ地ニ資本ヲ携ヘテ信用厚キ人ハ事業ノ經營ニ著手スベキカ、著手セザル結果デアルト本員ハ思フ、僅ニ此關係ノ定マッタノハ二十八年ノ戰役が收シテ後デ、此時初メテ韓國が日本ニ大ニ親密ナルトコロノ新タル關係ヲ開イタノデアリマスガ、此以後モヤハリ政治外交ハ不安デアッタ、昨年ニ至ルマデ眞ノ關係ハ定ムルコトが出來ナカッタが、昨年ニ至リ此關係一變シテ數回ノ戰爭ヲ經テ昨年ノ協約ヲ經テ、之ニ至シテ初メテ半島ニ對スル新天地が開ケタノデアリマスカラ、是ヨリ以後ハ

ニ付テ答辯ヲ與ヘントスルカ、此ノ如キ者ハ貴族院ニモ衆議院ニモ必ズ此種類ノ人ヲ満タスト思フ、其故ニ内容ノ上ニ不都合デアリ、形式ノ上ニ不都合デアリ、更ニ政治的惡ルイ氣風ヲ興スノデアリマスト、本員ハ不安心ヲ感ブルノデアリマス、又政府ハ何故ニ豫算案ヲ共ニ此ノ如キ財政ノ上ニ變化ヲ與ヘル議案ヲ提出セザルガ、何故ニ増稅ニ先シテ此ノ如キ支拂ヲナスモノヲ政府ハ提出シテ共ニ議セシメザルカ、增稅ノ場合ニ政府ハ國庫窮乏セリト云ンデ急遽ニ其議案ヲ議セシメテ、大多數デ衆議院ハ之ヲ議決シタニ至シテハ、本員尙遺憾ヲ鳴ラサリヲ得ヌガ、同一會期ノ盡キントスルトキニ二千万圓ノ社債元利ヲ保證スルコトヲ含ンダルモノヲ、先ニ増稅ヲナサシメ、豫算ニ於テ削減ヲセシメズシテ、議決シタル議會ニ投込ンデ、之ヲ議決セシメントル政府ハ衆議院ニ對シテ禮ヲ缺イテ居ル、尙詳シク言ハバ國民ニ對シテ禮ヲ缺イテ居ルト攻擊セザルヲ得ヌ、政府ハ政府トシテモ是ヲ議決セントスル同僚諸君ニ對シテ切ニ忠告ヲ與ヘナケレバナラヌ、是ハ取りモ直サズ公債増發デ、形ハ會社ヲ經テ發スルノアリマスガ、元利共ニ政府が保證スルト云ノノダカラ、是ハ公債増發アル、現ニ政府ハ鐵道公債ヲ國民ニ約シタ、四億八千万圓モノヲ出スニ躊躇シテ吾々ノ問ニ答ヘテ先づ五年間ノ制限ガアルカラ差當リ宜イト云フトコロカラ圖ツテ、先ニ心ノ中ニハ唯今日ヨリ四億八千万圓ヲ出シテ現在ノ公債ノ上ニ惡影響ヲ及ボサンコトヲ憂ヘタ結果デアラウト本員ハ豫想シテ居リマスカラ、ソレデ急遽ニ此ノ如ク一千萬圓ノ社債ヲ元利ヲ保證スルト云ノハ何タル輕卒ナコトカト思ヒマスガ、形ヲ變ヘタ公債増發ヲアリマス、サウシテ此ノ如キ大問題ヲ緊急問題トスルト云フトハ第一ニ失態ニアリマス、議會ヲ傀儡トシテ政府ハ此ノ如キ惡例ヲ造出シ、腐敗シタル議會ニ腐敗シタル例ヲ遺ス恐ラ未來ニ絶シコトガ出來マセヌカワ、且此ノ役員選舉ノトコロヲ見マスト、第一期ニ於テハ政府が理事、監事ヲ任命ストアル、是續ク議案ヲ一一一日ノ間ニ議決セシメテ、之ヲ貴族院ニ送ラウト云フコトハ衆議院が決シテナスベカラザル事例デアルガ故ニ、本員ハ此理由ヲ以テ本案ニハ絶對ニ反對致シテ、明年開カレル議會ニ於テ之ヲ議スルモ屋クナイト云フコトヲ附加ヘテ反對ヲ表シマス

○議長(杉田定一君) 小川君何デスカ
○小川平吉君 委員長ノ報告ニ賛成ノ意見ヲ述ベマス
○小川平吉君 「登壇タ々」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 登壇シテ御述ベニナルヤウニ
マス

- 議長(杉田定一君) 小川君何デスカ
- 小川平吉君 委員長ノ報告ニ賛成ノ意見ヲ述べマス
〔「登壇タク」ト呼フ者アリ〕
- 小川平吉君 簡單デゴザイマスカラ、此席ニ於テ委員長ノ報告ニ賛成ノ意見ヲ述べマス
- 議長(杉田定一君) 登壇シテ御述ベニナルヤウニ

○小川平吉君 私ハ平素敬愛致シマストコロノ猶興會ノ島田三郎君ノ演説ニ向シテ、反對ノ意見ヲ述べマスノハ誠ニ遺憾トスルトコロデゴザイマス、併ナカラ私ハ此拓殖會社法案一付テハ最モ以前ヨリシテ心配ヲ致シテ居タ一人デアル、然ルニ此私ニ向シテ島田君ガ既ニ一矢ヲ放タル以上ハ、勢ヒ私モ之ニ向クテ一矢ヲ酬ヒザルヲ得ナリ次第デアリマス、島田君ハ此會期切迫ノ際ニ當ツテ此ノ如キ大法案ヲ出スノハ不都合デアルト言ハレタノデアリマス、如何ニモ御尤ナル、私ノ如キモ此ノ如キ大切ノ法律案ハ成ルベク議會ニ審査ノ猶豫ヲ與ヘンガタメ早ク提出スルコトヲ希望スルコトハ御同論デアリマス、殊ニ本員ノ如キハ何故ニ政府ガ早く此法律案ヲ提出セザルヲ怪ンデ、場合ニ依リマシタナラバ質問デモ提出シャウト云フ考マテ持ツテ居タノデアル、幸ニシテ會期切迫ノ際

トハ云へ、今日提出ヲ見ルニ至^{ツタ}ノハ實ニ韓國拓殖ノタメニ私ハ喜^ブベキ次第アリト
考ヘマス、是ガ若シ不幸ニシテ本年ノ議會ニ提出スルコトガ出来ズシテ、來年ノ議會ヲ待
ツコトニナリマシタナラバ、即チ朝鮮ノ拓殖ハ一年ヲ後レシムルト云フコトノ結果ニナルノチ
ゴザイマス、苟モ本案ノ内容ニシテ韓國ノ拓殖ニ必要アリ、我國ノ勢力扶植ニ必要デ
ゴザイマシタナラバ、會期切迫ナリト雖モ之ヲ一年ノ間遷延セシメテ、來ルベキ議會ニ出
スト云フヨリハ、一刻モ早ク即チ今日此場合ニ於テ議會ニ提出致スト云フコトハ、誠ニ
是ハ適當ナル處置アルト言ハナケレバナラスト考ヘルノデゴザイマス、果シテ然ラバ此案
ガ會期切迫ノ場合ニ於テ提出セラレタコトハ不穩當ニハ相違ナイケレドモ、之ヲ以テ直
ニ本案ノ當否ヲ決スルト云フコトハ甚ダ誤レリト言ハザルヲ得ナインデアリマス、本案ニ這
入リマシテ島田君ハ最モ不思議ナ議論ヲ吐カレマシタ、ソレハ何カト云ヘバ、此會社ハ
半島ニ於ケル事業ヲ壟斷スル虞ガアルト云フ趣意ノ御演説ト記憶シテ居ル、其例ト
シテ此會社ハ農業モヤル、或ハ場合ニハ水產案モヤル、或場合ニハ金貸ノ業モアル、此
ノ如ク種々様々ナル事業ヲスルト云フコトハ、韓國半島ニ於ケル事業ヲ壟斷スル嫌ガアル、
此ノ如ク言ハレマシタ、是ハ實ニ經濟ノ理ニ詳シイ島田君ノ口ヨリ此ノ如キ議論ヲセラ
ルコトハ、私ハ甚ダ不思議ニ考ヘルノデゴザイマス、試ニ諸君此案ヲ通讀シテ見ラレヨ、此
案ハ拓殖會社が自ラ農業ヲ爲スコトヲ得ル、又或ハ移住民ヲシテ農業ヲ爲サシメ、移住
民ヲ保護シテ韓國ノ開發ヲスルコトが出來ル、此移住民ヲ保護スルタメニ移民ニ向^シテ或
ハ金ヲ貸シ、或ハ原料ヲ供給スル、或ハ生産物ノ分配ヲスル、要スルニ移民ヲ保護シテ
韓國ノ農業ヲ開發スルが至要ナ目的ニナシテ居ル、而シテ或場合ニ於テハ特ニ政府ノ認
可ヲ經テ、水產業其他ノ業ヲ營ムコトヲ得ルコトニナシテ居ルノデアリマス、諸君、是ガドウシテ
韓國ノ事業ノ全部ヲ壟斷スルコトガアルノデゴザイマセウ、而モ其資本、幾^ハト云ヘビ僅ニ一
千万圓、會社トシテハ大資本デゴザイマスケレドモ、之ヲ韓國全半島ノ眼カラ見レバ、
韓國如何ニ小ナリト雖モ微ナリト雖モ、僅ニ一千萬圓ノ金ヲ以テ韓國ノ事業ノ全部ヲ
壟斷スルコトガ出來ルカト云ヘバ、誰カ其數字ノ暗キニ驚カザルヲ得ヌ、況ヤ韓國ノ拓殖
ヲ計ルニ付テ、或ハ農業ヲヤリ或ハ移民ノ獎勵ヲスルト云フコトハ形ノ多岐^ハ三瓦ル如ク
見エルガ、其實唯一ノコトニアル——唯一ノコトニアル、何デアルカト云ヘバ、即チ韓國
ノ富源ヲ開キ、韓國ノ農業ヲ開發スル、此ノ目的ヲ達スルタメニ、或
場合ニ於テ各種ノ手段ヲ講ジテ、各種ノ事業ヲスルコトニナルノデアル、是ガ何デ半島ノ
全部ノ事業ヲ壟斷スルカ、私ニハ一向分ラナイ、此程カラ時々承リマスガ、論者ノ中ニハ
現ニ此移住民ニ向^シテ種子ヲ配ルトカ、移住民ノ生産物ヲ賣ルコトハ是等ノ事業ニ從
事スル人ノ商業ヲ害シハシナカ、是ト競争シテ彼ヲ倒レシムルノ虞ガナイカト云フ杞憂ヲ
抱ク人ガゴザイマス、此ノ如ク農業が盛ニナシテ、生産力ガ發達シテ來テ、此生産シタ物
品ヲ分配スル、若クハ農民ニ種子ヲ供給スル卽チ供給分配ノ機關が韓國ニ發達スレバ、
ソレハ拓殖會社ノ如キモノハ無用ニ歸スルノデアル、然レドモ如何セン、今日韓國ニ於テ
農業ヲシャウト思^シテモ、金ヲ貸ス者ガナイ、原料ヲ下ゲル者ガナイ、折角生産物ヲ
シ保護權ヲ確定シ扶殖ノ實ヲ擧^ハヤウトスレバ、農民移住民ニ向^シテ十分ノ保護ヲ與^ハ、
熱心ニ韓國ニ移^ハテ農業經營ヲシャウト思^ウテモ、不幸ニ是等機關ノ缺乏シテ居ルタ
メニ、移住シテ農業ヲ開^ハクコトが出來ナイ悲ムベキ現状デアル、此際苟クモ農業ヲ開發
シ保護權ヲ確定シ扶殖ノ實ヲ擧^ハヤウトスレバ、農民移住民ニ向^シテ十分ノ保護ヲ與^ハ、
一日モ早ク富源ヲ開發シ、日韓兩國民ノ親密和合ヲ圖ラケレバナラスト思^フノデアル、
ト言ハレタ、併ナガラ是ハ島田君ノ議論デアシテ、議論ダケデハ通ラヌノデアル、事實ニ
ト言ハレタ、併ナガラ是ハ島田君ノ議論デアシテ、議論ダケデハ通ラヌノデアル、事實ニ

就テ今日統計ノ上ニ於テ如何ナル有様ニナシテ居ルカフ見ケレバナラヌノデアル、吾々
上下ノ力ヲ盡シテ折角韓國ノ保護條約ヲ締結シテ立派ニ形が出來、軍隊モ駐屯ス
レバ、統監府モ出來、綺羅星ノ如キ立派ナ役人ガ出來タガ、三十八年ノ協約以來朝
鮮ニ移住シテ土着シ落付テ、農業ニ從事シタ者ガドノ位アルカ、成程或富豪ハ土地ヲ
買賣ダニ相違ナイ、又或紳士ハ田畠ヲ買シケレドモ、是ハ唯利益ノタメニ土地ヲ買ウテ、
即チ之ヲ朝鮮ノ小作ニ附シテ居ルニ過ギナイ、何人カ移住シテ土着シテ農業經營ヲ始
メ、且土地ノ人民ト相結ンテ日韓兩國ノ民ガ和合シテ人が幾人アルカ、其數字ヲ承リ
タイノデアル、島田君ノ言ハル、如ク政治ノ不安ガ取除カレタタメニ、續々移住スルト云
フ事實ガゴザイマスナレバ、吾々ハ何ヲ苦シニ國家ノ力ヲ假リテ韓國ノ拓殖ヲ圖ラシ
デアリマス、全ク事實ガ之ニ反シテ居ルノデアル、統計ノ示ストコロガ之ニ反シテ居ルノデ
アル、故ニ韓國拓殖ノ目的ヲ達セント欲シタナラバ、國家ノ力ヲ假リテ其目的ヲ達シナ
ケレバ出來ナインデアル、又島田君ガ言ハル、コトハ島田君自身ノ說デ矛盾ノ甚シキモ
ノガアルノデアル、前ニハ政治的不安が除カレタ以上ハ、追々日本ノ移住民ガ行クデア
ラウト云ハレタニ拘ハラズ、後ニハ國家ガ興業銀行ノ如キモノヲ設ケテ資金ノ融通ヲ便ニ
シタラ宜カラウ、或ハ交通ノ便ヲ計ツテ移住民ニ便利ヲ與ヘタラ宜カラウト云ハレタ、特ニ此
ノ如ク云ハル、所以ハ何ノタメデアルカ、即チ自然ニ放任スレバ拓殖ノ實ガ舉ラヌ、日本
人ノ移住スルニ容易デナイト云フ事實ヲ認メラレタカラコソ、斯ク言ハル、ノデハナイカ、即
チ前ニ云ハレタコト、後ニ云ハレタコト、明カニ予盾シタモノト云ハナケレバナラヌノデアル、
私ハ同君ノ演説ヲ借り來シテ、即チ茲ニ拓殖會社ノ必要ナルコトヲ證明スルコトが出来
ルノデアル、即チ唯今島田君ノ演説ヲ繰返シタシ如ク、興業銀行ヲ設ケテ資金ノ融通
ヲ計リ、交渉ノ便ヲ圖シテ、移住民ニ便利ヲ與ヘル、即チ是デアル、特ニ此一箇條ノ提
案ヲ島田君ガセラ、ナラバ、島田君ガ前説ニ言ハレタコトハ打消サレテシマフテ、島
田君ノ議論ハ此拓殖法案ニ全部贊成ト云フコトニ歸スルノデアル、即チ此拓殖會社
ヲ移住民ニ資金ノ供給ヲナシ、交通ノ便ヲ與ヘ、原料ヲ供給シ、生産物ノ分配フルト
云ニ過ギナインデハナイカ、其手段方法ニ於テ複雜トナリ、多岐ニ別ル、ケレドモ、其
趣意ハ島田君ノ主張セラルノ金融ノ圓滿ヲ圖リ、移民ニ便利ヲ與フル、此ニツノ點ニ
外ナラヌノデアル、然ルニ何故ニ此案ニ贊成セラレナインデアルカ、私ハ甚ダ疑フノデアル、
而シテ最後ニ島田君ハ此二十万圓ノ保護金ハ過當デアル、二千万圓ノ社債保證ハ甚
ダ過大デアル、此ノ如ク言ハレル、サウシテ此過大ナル金が會社ニ下ルタメ政治上ノ腐
敗ヲ招ク原因トナルコトヲ氣遣フト云ハレルノデアル、成程此氣遣モ御尤デアル、免ニ角
アル、併シナガラ當局其人ヲ得不運用宜シキヲ得ヌ場合ヲ想像シテ何事モ出來ナイト云
日本ニ於ケル有數ノ會社デアルカラ之ヲ惡ルク運用スレバ、ソレハ政治上腐敗ヲ招ク原
因ニナルデアラウ、併シナガラ苟モ大事業ト名ノ付クモノナラ、獨り之ニ限ラズ鐵道モ船
舶モ何デモ運用其宜シキヲ得ズ、當局其人ヲ得ナカッタナラバ、弊害ヲ生ズルハ勿論デ
アル、併シナガラ當局其人ヲ得不運用宜シキヲ得ヌ場合ヲ想像シテ何事モ出來ナイト云
フコトニナシタナラバ、我日本帝國ノ經營ハ全部拋擲シテ、全ク蝸牛ノ内ニ引込ムヨリ外ハ
ナイノデアル（ヒヤー）（ヒヤー）苟モ大會社ヲ起シ此ノ如キ大資金ヲ補助スルノデアルカラ、運用
ヲ誤レバ腐敗ノ原因ヲ招クハ免カレヌノデアル（ヒヤー）ト呼フ者アリ固ヨリ吾々ハ此
原因ヲ防グコトニ努メナケレバナラヌガ、併シ此腐敗ノ恐レガアルタメ、法律其モノニ反對ス
ルト云フハ、之ハ理論ノ矛盾モ甚シト言ハナケレバナラヌ、特ニ二三十万圓ノ補助ヲ二百
五十万圓ノ拂込ニ對シテ爲スノデアルカラ、如何ニモ大金デ如何ニモ厚い保護ノ如キ感
ジガアルケレドモ、審ニ此法案ヲ御クト會社ニ於テ、割以上ノ配當アル場合ニハ、其超
過金額ヲ補助金ノ償還ニ充テシムルト云フノデアル、即チ成程三十万圓ノ金ハ多ニセ
ヨ、是ガ必シモ會社ノ利益ニナルモノデハナイト云フコトハ、法律ノ條文ニ明カニ不シテ居
ルノデアリマス若シ會社其者ガ此金ヲ全ク著服シテ不當ナル利益ヲ圖ルコトナラバ、成程

マシテ、任期ハ普通而則トシテ四年ト云フコトニナシテ居ルケレドモ、開會中ニ任期が四年ニ滿ルトキニハ、其開會中ハ尙議員ノ任期アルト云フコトが正當ノ解釋アル、即チ其議員ハ四年後ト雖モ開會中ハ在任シテ居ルモノアル、其在任シテ居ル間ニ缺員ガ生ズル以上ハ、議長ハ法文ニ依シテ何等ノ事由アリト雖モ、議長ハ缺員アルトキハ内務大臣ニ通牒シ、補缺選舉ノ請求ヲ爲スベシト云フ、議院法第八十四條ノ明文ニ依テ請求スルガ宜シ、ソレカラ先ハ時日ニ於テ不能ガアラウトモ、ソレハ内務省局者ノ自ラ責任ヲ判断ヲ以テ爲スコトデアル、議長ハ何處マデモ請求セナケレバナラヌト云フ解釋ガ第一ノ論者ノ說デゴザイマシタ、之ニ反對スル議論ハ選舉法第七十七條ヲ見マスルト滿四年ヲ以テ期限トス、但シ議會開會中ニ任期終ルモ尙開會三至ルマテハ在任スルト書イテアシテ、前ヲ來タ人ガズト續イテ居レバ、開會中ニ任期が終シテモヤハリ其人ハ開會中ハ續クト云フコトニナシテ居ルノアルカラシテ、開會中ニ無クナシマツタ人ノ跡ヲ新タニ補フテ來ルト云フ主意テナクシテ、前ニ在タ人ガ任期滿四年ノ曉ニ、尙開會中デアレバ前カラ務メ來タトコロノ議員トシテ是が延長スル譯デアル、故ニ其前ニ無クナシテシマヘバ、議員ト云フ者ノ延長スベキ本ガ無クナシマスカラシテ、在任者ト云フ者ハ無イノデアルカラシテ、補缺選舉ヲ爲スベキ場合ニアラオト云フノか反対ノ議論デアリマシテ、尙此議論ニ付キマシテハ實際上補缺選舉ヲ内務大臣ニ求メタトコロガ、時日ガナクシテ到底選舉ヲスルコトが出來ナイ、出來ナイ場合ニ當シテ議長ハ唯法文ノ文字ノミニ況シテ選舉ヲ爲スベシトノ請求ヲ爲スト云フコトハ出來サルコトヲ人ニ向シテ求ムルノアツテ、無責責任ノ請求アル、法文ハ無責責任ノ請求アル、解説ヲスルコトハ不當アル、斯様ナ議論デアリマシテ、大要右様ノ論旨ニ分レタト心得マス、種々討論ノ結果、決ヲ採リマシタトコロガ、多數ハヤハリ議長ハ内務大臣ニ通牒シ、補缺選舉ノ請求ヲ爲スベシト云フコトニ決定致シマシタ、尙終ニ明カニシテ置キマスルガ、委員會ニ於キマシテハ本員ガ決ヲ採リマシタトキニ本件ノ場合ニ於テ議長ハ内務大臣ニ通牒シ補缺選舉ノ通牒ヲ爲スベキモノト議決ス」斯様ニ申シテ決ヲ採リマシタガ「本件ノ場合」ト云フコトハ明瞭ヲ後日ニ缺クコトデアリマスノテ、尙委員諸君ト協議ノ上ニ此「本件ノ場合」ト云フコトハ「議院法第八十四條ニ於ケル補缺選舉ノ請求ノ通牒ハ衆議院議員選舉法第七十七條但書ノ場合ニ在リテモ之ヲ爲スベキモノトス」斯様ノ實質ナルノデアリマス此段御報告致シマス、而シテ本問題ハ極メテ緊急デアリマシテ、今日本會ニ報告スルノハ既ニ選キヲ據ムノ感ガアルノデアリマスカラ、直チニ議事日程ヲ變更サレテ議題トセラレンコトヲ求メマス

（「贊成々々ト呼フ者アリ」）

○議長（杉田定一君）元田君發議ノ如ク、日程ヲ變更シテ本問題ヲ會議ニ付スルト云フニ御異議ハアリマセヌカ

○議長（杉田定一君）御異議ハナイト認メマス、問題トナリマシタ

議員ノ補缺選舉ニ關シ調査ノ件

○立川雲平君 私ハ委員長ニ質問ガアル、委員長ノ訂正セラレザル前ノ報告ニハ「本件ノ場合」トアル、本件ト云フコトハ代議士武藤金吉君ノ辭表ニ付テノ事柄ト私ハ解釋ヲシテ居タノアル、然ルニ今漠然ト法律ノ條目ヲ引イテ、恰モ其條目ノ解釋ヲ下スコトニ委員會ニ付シタルモノノ如ク開エマシタ、ヤハリ是ハ武藤金吉君辭表ノ件ニ付テノ委員デゴザイマセウ、遺然タル法律上ノ解釋ヲ委員ニ付託シタモノテハナイト思フ

○元田肇君 御答致シマス、武藤金吉君辭表ニ付テノ委員會アハナイト吾々ハ解釋シテ居リマス、武藤金吉君が辭表ヲ出シタ、辭表ヲ出シタ場合ハ、如何ナル場合デアルカ、此ノ如キ場合ニ於テ尙議長ハ内務大臣ニ通牒シ、補缺選舉ノ請求ヲスベキモノ

ナリヤ否ヤト云フコトヲ吾々ハ委託ヲ受ケタト心得ア居ル、辭職ハ當時既ニ聽取ケラレテ居ル

○立川雲平君 私ハサウハ感シテ居リマセヌ、承知致シマセヌ

○花井卓藏君 反對ノ演説ノ通告モアリマスカ

○議長（杉田定一君）別段アリマセヌ

○花井卓藏君 ソレデハ宣シウゴザイマス、若シ反對演説ガアレガ私ハ贊成ノ意見ヲ述ベタ

（「委員長報告通りト呼フ者アリ」）

○立川雲平君 少數意見ト云フモノが出ルヤウナコトヲ承知シテ居リマシタガ、少數意見ハ出テ居ラヌノデスカ

○議長（杉田定一君）出テ居リマセヌ

○立川雲平君 私ハ本案ニ反對ヲ致シマス、何故デアルカラト云ハバ法律ノ正面ヲ解釋スレバ或ハサウデアリマセウ、如何ナル場合ト雖モ議員が辭シタル場合ニハ、議長ハ内務大臣ニ通牒シテ補缺選舉ヲ請求セヨトアルカラ、請求スルノゴザイマセウ、併ナカラ既ニ衆議院ナルモノが議長ヲシテ請求スル權ガアル以上ハ、請求シナクテモ差支ハナインテアル、今此場合ニ方ダテ——斯ウ云フヤウナ場合ニ方ダテカラス、補缺選舉ヲセネバナラヌ、ソレカラ先ノコトハ内務大臣ニ委スルノアルト云フガ如キハ、自ラ卑メテ人之ヲ卑ム、衆議院自ラが爲スコト能ハザル場合ニハシナクテモ宜シトイ思ヒマス、故ニ彼ノ補缺選舉、即チ本年武藤金吉君ノ補缺選舉ノ如キハ請求スベキモノテナイト私ハ信ズルノゴザイマス

○花井卓藏君 私ハ有力ナル反對論ノアルコトヲ豫期致シテ居リマシタ、相當ナル準備ヲ致シマシテ演壇ニ立テ與員ヲ述ベヤウト存シテ居リマシタガ、唯今ノ立川君ノ御演說ニ對シテアゴザイマスルナラバ、全ク私ノ警戒モ準備モ無用ニ歸シタノアル、ソレ故ニ登壇ナドヲ致ス必要がナインミナラズ、登壇ヲシテ辯駁スルノ價値モナニコト、思ッテ居リマス、議論ノ根據ノ法律ノ條文ダケヲ讀ンテ置キマス、帝國憲法第三十五條及議院法第八十二條、第八十四條及衆議院議員選舉法第七十七條、第七十八條、第七十九條、是等ノ法律ト條文トヲ對照シテ研究シテ見マシタナラバ、素人デモ委員ノ能力ノ無イモノアルト本員ハ斷言スル、是テ澤山デアリマス

○議長（杉田定一君）採決ヲ致シマス、委員長ノ報告ハ補缺選舉ノ請求ヲスルト云フノデアリマス、此委員長ノ報告ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

議員選舉法中改正法律案 第十九 東京議院議員選舉法中改正法律案（小川平吉）

議員選舉法中改正法律案 第十九 起立者 多數

（左ノ讀參ハ朗讀ラ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス）

衆議院議員選舉法中改正法律案 第十九 起立者 多數

（左ノ讀參ハ朗讀ラ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス）

衆議院議員選舉法中改正法律案 第一百二條ノ二 選舉ニ關シ公開ノ演説若ハ文書以外ノ方法ヲ以テ選舉人ヲ勸誘シタル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

（左ノ讀參ハ朗讀ラ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス）

衆議院議員選舉法中改正法律案 第一百二條ノ二 選舉人中本法ニ記載シタル犯罪アリタルトキハ内務大臣ハ其ノ選舉人ノ屬スル市町村ノ全部又ハ一部ニ對シ共ノ選舉ノ日ヨリ五箇

年間選舉權ノ停止ヲ命スルコトヲ得但シ當該市町村選舉人ノ大部分カ犯

罪ノ防止又ハ發覺ニ力メタル事實アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ市ハ東京・大阪、京都ノ三市ニ在リテハ各其ノ區ト爲ス

本條内務大臣ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

○本法ハ次ノ總選舉ノ期日公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○小川平吉君 加瀬君が説明致シマス

○加瀬君 話題切迫ノ今日デゴザイマスレバ、私ハ此席ヨリシテ簡略草ニ申上ゲマ

ス、本案ハ當ノ高橋安爾君外數名ヨリ御提出ニナリマシタ、衆議院議員選舉取締ニ

關スル法律案ト云フモノ、中カラ重要ナル或一二ヲ採リマシテ、現行法ノ衆議院議員

選舉法ノ改正案ト致シマシタノデゴザイマス、私ノ申上ケルマデモゴザイマセガ、近來此

選舉界ノ腐敗愈甚シクナラテ居ルト感ズルノテアル、殊ニ此選舉界ノ腐敗ト云フモノハ

茲ニ政界ノ腐敗ト云フモノヲ誘起致シマスルガタメニ、選舉ニ於ケルトコロノ取締其他

ノ方法ヲ確定シテ置カザレバ、遂ニ選舉ノ結果議員ノ墮落ヲ起スノデアル、故ニ議員

ノ墮落、政界ノ廓清ト云フモノヲ擁護致シスマルタメニハ、先ツ其本源タルトコロノ選舉

ニ向シテ廓清ヲ加ヘナケレバナラヌ、ソレテ私ノ考ヘマスルトコロニ依リマスレバ、此選舉界

ニ對スル制限ヲ加ヘル、若クハ此選舉界ノ腐敗ヲ互ニ監視警戒シテ、之ヲ矯正スルコト

ノ規定ヲ置クノ必要ガアルト思フ、即チ第八十六條ノ二ヲ加ヘシタルモノハ、是ハ選舉

ニ關シマシテ公開ノ演説、若クハ文書以外ノ方法ヲ以テ選舉人ヲ勧誘スルコトハ出來

ヌト致シマシタノハ、詰リ候補者若クハ運動者が選舉人各自ニ直接ニ接觸致シマスレ

バ、其間ニ——毫微ノ間ニ腐敗ノ行爲が行ハレテ、遂ニ選舉界ヲ亂ストコロノモノが起テ

來ル、故ニ先づノヲ公開演説及文書ト云フコトノ制限ヲ致シマスレバ、今日ニ於テ腐敗

ヲ惹起シタルトコロノ幾多モノヲ除クコトが出來ルテアラウ、又第百二條ノ二ト云フモ

ノハ是ハ選舉界ノ腐敗ヲ致シタ時分ニ、内務大臣ハ行政權ヲ以テ其選舉人ノ屬スル市

町村ノ全部、又ハ一部ニ選舉權ノ停止ヲ命ズルコトが出來ル、サウシテ相互ニ之ヲ監

視セシメル、斯ウ致シマスレバ各人ノ間ニ於キマシテ、互ニ此率制が出來ルアラウト思

フ、是ハ或ハ自由ヲ侵害スルトカ云フ非難モアリマスガ、凡ソ自由ハ必シモ絕對ノモノデ

ハナイノデアル、國法が認メタル自由ハ即チ自由デアル、國法ハ豫メ個人ノ自由ヲ制限ス

ルコトが出來ル、殊ニ憲政ノ發達ヲ期スルタメニ此ノ如キ制限ヲ設ケルコトハ、立憲國

當然ノ義務デアル、憲政ノ下ニ立ツハ民が憲政ノ發達ノタメニ、或一部ノ制限ヲ設ケ

ルト云フコトハ是ハ當然ノコトデアルト考ヘル、私ハ此案ニ對シマシテハ前ノ取締ノ委員

會ニ於キマシテ、既ニ三四回四回ノ委員會ヲ開カレ、修正ノ上ニ當議會ノ本議ニ附セラ

レント致シタル際、政友會ノ提案者諸君カラ聽テ單行法律ヲ以テ諸君ノ希望ヲ充タス

ニ付テ、暫ク撤回ニ同意シテ吳レト云フノ交渉モアツタノデゴザイマシテ、其後此法律ノ

提出ヲ待チマシタガ、出マセヌガ故ニ私共ノ方カラ此案ヲ提出致シタ次第ゴザイマス、勿論諸君ノ御氣ニ入ラナカタコロノ箇條ハ取除キマシテ、唯茲ニ一箇條ヲ附加シタ

○恵松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員、議長指名アランコトヲ望ミマス
○議長(杉田定一君) 恵松君ノ發議ノ如ク議長指名、十八名ノ委員ニ付託スルニ
御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト認メマス

○奥野市次郎君 來遊外客待遇ノ設備ニ關スル建議案ノ委員會ヲ是ヨリ開キマスカ
ラ、許可ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 來遊外客待遇ノ設備ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト

云フ請求ガアリマス、許シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○宮古啓二郎君 北海道國有未開地處分法改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト
ヒマスカラ、許可ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 北海道國有未開地處分法改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト
ト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○宮古啓二郎君 チヨット茲ニ申シテ置キマスガ、第二十五ニ自分共ノ建議ガアリマス

ガ、其理由ハ略シテ宣シウゴザイマスカラ、此事ヲ申シテ置キマス

○議長(杉田定一君) 日程第二十、市場法案、第一讀會ノ續、委員長古賀唐藏君

○議長(杉田定一君) 出

第二十 市場法案(川島龍藏君外五名提)

第一讀會ノ續(委員長)

(古賀唐藏君登壇)

○古賀唐藏君 諸君、市場法案ノ委員會ノ結果及經過ヲ報告致シマス、本件ハ提

出者ニ於テ提出ノ理由ト致シテハ社會ノ進運ニ伴ヒ、生産品ノ貿易市場ノ惡弊ヲ

打破シテ、專ラ生產品ノ發達ヲ計ラウト云フノ趣意ニアツテ、而シテ本案ハ昨年ニ於テ

遂ニ議題ニ上ルコトナクシテ終リマシタト云フ次第、故ニ本會ニモ亦提出シタト云フノ

理由ニ過ギナイ、然ルニ政府委員ニ於テハ本案ノ趣意ハ如何ニモ同意デアルケレドモ、

赤ダ政府ニ於テハ十分ナ調査モ行居カヌコトデアルカラ、調查ノ濟マナイ限りハ遺憾ナガ

滿場一致ノ贊成ヲ得テ、貴族院ニ送付サレ、而シテ貴族院ニ於テハ會期切迫ノタメ、

遂ニ議題ニ上ルコトナクシテ終リマシタト云フ次第、故ニ本會ニモ亦提出シタト云フノ

少數者ニ於テハ斯ノ如キ法律ヲ以テ即チ一律ノ下ニ各縣ノ事情ノ異ナルモノヲ統一ス

ルト云フコトハ甚ダ難イコトデアルカラ、宜シク政府ノ細密ナル取調ヲ待シテ發案ヲ望ムノ

趣意ヲ以テ否決ヲ致シタ伊云フノ意見アツタ、併ナガラ委員會ハ多數ノ意見ヲ以テ

原案ヲ可決シタ次第ゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○鹿島秀磨君 本案ハ昨年モ本院ノ多數ヲ以テ可決シタ案テゴザイマスカラ、唯今委

員長ノ報告通り決定セラレンコトヲ望ミマス
(賛成々ト呼フ者アリ)

○齊藤珪次君 私ハ反對デアリマス

○議長(杉田定一君) 登壇ナサイ

○齊藤珪次君 私ハ唯一言反對ト云フ意ヲ表シテ置キマス、而シテ委員長が唯今ノ

報告中ニ於テ、昨年ノ議會ニ於テ満場一致ヲ以テ可決シタト云フノハ如何ナル理由ノ

下ニア、云フ報告ヲ致シマスルカ、昨年本員ノ如キハ反對演説ヲ此演壇ニ於テ致シタノ

デアル、而シテ反對者モアツタノデアリマス、決シテ満場一致ヲ通過致シテ居ラヌノアリ

マス、而シテ本年モ反對ヲ致スベキアリマスカ、モウ會期ハナイノアツテ、而シテ本案ハ

昨年モ會期ノ盡キントスル二日前位ノトキニ於テ本議場ニ報告サレタノデアリマシテ、所

謂際物ト評シテモ宜ヤウナモノアリマスカラ、到底貴族院ヲ通過スベキ見込モナイノ

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス——本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フニ決シマシタ
決ノ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 少數、二讀會ヲ開クベシト云フコトニ決シマシタ、即チ本
案ハ廢案

○望月長夫君 議長ノ宣告が徹底シナカツタウデアリマスカラ——「二讀會ヲ開クベキ
ヤ否ヤト云フコトガ明瞭ニナツテ居リマセヌカラ、モウ一度願ヒタウゴザイマス

○議長(杉田定一君) 「反對ヲ採ルベシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 諸君ニ申シマス、議長ハ二讀會ヲ開クベキヤ否ヤト問ヒマシタ
トコロが開クベカラズト云フコトニ決シマシタ、廢案ニナツタト云フコトヲ宣告致シタノア
リマス、併シソレニ付テ異議ガアリマシタケレドモ、議長ニ於テハ定規ノ贊成ガナイト見テ
居ルノアリマス

○議長(杉田定一君) 異議ノ申立ニ定規ノ贊成ガナイト認メマスニ依リテ、日程第
二十一ニ移リマス、日程第二十一、民事訴訟法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員
長報告

第二十一 民事訴訟法中改正法律案(宮) 第一讀會ノ續(委員長)

○古賀唐藏君 議長

○議長(杉田定一君) アナタハ委員長デスカ
○古賀唐藏君 サウデス、本件ハ至極簡單な案デゴザイマスカラ、此席カラ委員會ノ經
過結果ヲ報告致シマス、本案・趣旨ハ判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ、從來差戻又ハ
移送ト云フコトが趣意ニナツテ居リマス、ソレヲ改正致シテ差戻ヲ除ケテ移送ト云フコトニ
改メタイト云フノ趣意アル、然ルニ委員會ニ於テ審議ノ末、絕對ニ差戻ヲ除ケルト云フ
コトハ餘り面白クナイ次第アルカラシテ、手續ニ違背シテ判決ヲ破毀スル場合ハ差戻
ヲ除ケスト云フコトノ除外例ヲ本條ニ附加スルコトニ修正ヲ致シタ次第アル、而シテ同
條ノ第一項及四百五十條ノ差戻又ハ移送ト云フ點ヲ、ソレヲ轉倒致シテ、即チ差戻
ヲ第二トシテ移送ヲ主トスルコトニ改メルコトニ委員會ハ決シマシタ、然ルニ政府委員ハ
既ニ控訴院ニ於テモ部が増シタニ付テ、差戻ヲ致シタトコロが同一判事が之ヲ再審スル
イウナコトがナイカラ、費用ノ點がアルカラ、本案ニハ不同意アル、斯ウ云フ御意見デ
アル、併ナカラ假令部ハ違フニシテモ、同一裁判所ニ差戻サレルトスレバ、人情ノ上ニ於
テ甚ダ不安心ナ點モアルカラシテ、移送ヲ本トスルコトニ全會一致ヲ以テ決シマシタ次
第デアリマス、ソレカラ今一ツ是ト同様ノ刑事訴訟法中改正法律案ノ調査ノ付託ヲ受
ケマシタガ、其刑事訴訟法中改正法律案ハ、政
府案ヲ待テ議スルト云フコトデ中止致シタ次第デゴザイマス、報告致シマス
○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フニ御同意ノ
諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 少數
○議長(杉田定一君) 起立者
○議長(杉田定一君) 少數
○議長(杉田定一君) 「多數タク」異議アリ異議アリト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) モウ一度願ヒマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フニ御同
意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 多數、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フニ決シマシタ
起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數、本案ノ第二讀會ヲ開クベシト云フニ決シマシタ
○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開イテ、讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス
○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ如ク、直チニ二讀會ヲ開キ讀會ヲ省略シテ確
定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、本案確定

○松恆隆慶君 次ノ二十二ヨリ一十五マデハ一括シテ議題トシテ、各提出者ノ演説
ヲ略スルト云フコトニ交渉致シタノデゴザイマス、ドウカ此場合各々九名ノ委員ヲ指名ニ
ナランコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 二十二ヨリ一十五ニ至ルマデ、説明ヲ省略スルコトニ御異議
ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 商工事務官設置ニ關スル建議案

我邦ニ於ケル外國貿易ノ發展ヲ圖ラムトセハ常ニ歐米各國ニ於ケル商工業
進歩ノ實情ヲ詳悉シ併セテ廣ク我カ商品ノ販路ヲ探究シ以テ我カ當業者
ニ周知セシメサルヘカラス而モ此等ノ事タル特殊ノ智識ト技能トヲ要スル
モノニシテ從來ノ如ク單ニ領事ニ一任シテ以テ足レリトスヘキモノニ非ス
現ニ歐米諸國カ商工業ニ關スル特種ノ事務官ヲ外國樞要ノ地ニ駐在セシメ
テ其ノ實況ヲ調査セシメツツアルカ如キ亦之カ爲ニ外ナラス故ニ我カ國ニ
於テモ商工事務官ヲ設置シ事務ニ練熟シ兼テ相當ノ知識ト技能トヲ有スル
者ヲ以テ之ニ任シ海外樞要ノ地ニ常駐セシメ専ラ之カ調査ニ從事セシムル
ハ洵ニ刻下ノ急務ニ屬ス依テ政府ハ商工事務官ヲ海外樞要ノ地ニ常置スル
ノ計畫ヲ立テラレムコトヲ望ム
右建議ス

○議長(杉田定一君) 提出

○議長(杉田定一君) 第二十二 商工事務官設置ニ關スル建議案(福島宜三君外二名提出)

○議長(杉田定一君) 第二十三 邦樂保護ニ關スル建議案(奥野市次郎君外二名提出)
邦樂保護ニ關スル建議案
文運ノ進歩ニ應シテ歌舞音樂ノ向上ヲ期シ其ノ改良ヲ圖ルハ時代ノ要求ニ
シテ之ヲ海外諸國ノ例ニ徴スルモ音樂ニ對スル國家ノ保護獎勵極テ厚ク國
民ノ嗜好賞愛極テ深シ且自國固有ノ音樂歌舞ヲ尊重スルニ於テ最用意ノ切
ナルヲ見ル顧ルニ我カ國ノ音樂ニハ雅樂正僻アリ能樂アリ淨增歌舞伎ノ
諸曲アリ蓋二千年來文華ノ煥發セルモノニシテ世道人心ニ裨益スル處妙シ
トセス況ヤ能樂ノ如キハ歌曲ノ高尚ニシテ舞容ノ醇雅ナル邦樂ノ白眉タル
ニ耻チス裏ニ政府ハ東京音樂學校ヲシテ俗曲各派ノ巨匠ヲ羅致セシメ邦樂

調査ノ事ヲ囁託ス以テ聊人意ヲ強タルニ足ルト雖邦樂ノ白眉タル能樂ニ至リテハ未タ何等推奨ノ舉ニ出テサルハ本院ノ遺憾トスル處ナリ是ニ於テ本院ハ更ニ進テ時代ノ要求ニ應シ向上改良ヲ期シ特ニ能樂ノ如キハ之ヲ推崇スルノ途ヲ講シ併セテ一般邦樂保護ニ關シ適當ノ方法ヲ制定セラレムコトヲ望ム右建議ス

第二十四 北海道鉄路港修築ニ關スル建議案(奥野市次郎君提出)

北海道鉄路港修築ニ關スル建議案
北海道鉄路港ノ修築ハ明治四十二年度ヨリ起工ノ計畫ヲ立テ歳出豫算ニ計上セラレムコトヲ望ム右建議ス

第二十五 國有土地森林原野下戻ニ關スル建議案(宮古啓二郎君外四名提出)

國有土地森林原野下戻ニ關スル建議案
政府ハ國有土地森林原野下戻法適用ニ關シ明治三十五年五月二十日農商務省訓令第十二號ヲ以テ其ノ解釋ヲ公ニセリ然ルニ其ノ後ノ實蹟ニ徴スルニ政府ハ往々自ラ此ノ訓令ノ趣旨ニ違ヘル處分ヲ爲スノミナラス行政裁判所ニ於テ屢々平然其ノ反対ノ主張ヲ爲セリ斯ノ如キハ徒ニ國民ヲ惑ハシメ必ス違ハサルノ措置ヲ執ルヘン右建議ス

○議長(杉田定一君) 松原君發議ノ如クニヨリ二十五マテノ各案ニ付テ議長指名九名ノ特別委員ヲ設ケルト云フニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 是ヨリ生産調査會設置ニ關スル建議案ノ説明ヲ致シタイ

〔福島宣三君〕是モ説明ヲ略シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託シテ貰ヒタイト呼フ

○議長(杉田定一君) 生産調査會ノナンデス

○大岡育造君 建議案ノ説明ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第二十六、生産調査會設置ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シマス——大岡育造君

第二十六 生産調査會設置ニ關スル建議案(長谷場純孝君外二名提出)

生産調査會設置ニ關スル建議案
今ヤ我カ戰後ノ經營既ニ其ノ緒著キ財政ノ基礎亦漸ク立タムトス此ノ時ニ

際シ富國ノ經營未タ周ネキニ至ラサルハ頗ル遺憾トスル處ナリ故ニ財界ノ現状ニ鑑ミ貿易上輸出入ノ均衡ヲ保タシメムカ爲且金融ノ圓滑ヲ圖リ運輸機関ノ完成ヲ期セムカ爲政府ハ速ニ生産調査ノ機關ヲ設ケ汎ク内外ノ情勢ヲ察シ普ネク朝野ノ意見ヲ徵シ舉國一致以テ民力ノ發展ヲ期シ國富ノ増進ヲ計畫セムコトヲ望ム右建議ス

(大岡育造君登壇)
○大岡育造君 本員ハ生産調査會設置ニ關スル建議案ノ提出者アリマス、簡單ニ説明ヲシテ諸君ノ御清聴ヲ煩ヘシタイト思ヒマス、日露大戰ノ後ヲ承ケマシテ本議會マテノ間ニ所謂戰後經營ハ略出來マシテ、又財政ノ基礎モ此趣ナレバ、次第ニ鞏固ニ貴ヒタウト私ハ信ズルノアリマス、是ト同ジヤウニテ居ナリノアリマス、是ハ惟フニ諸君モ御同研究設備ノ充實致シマシタ結果ニアツテ、誠ニ結構ナコトアリマスルが、是ト同ジヤウニ生産的ノ競争即チ物質的ノ戰爭ニ於キマシテモ、同ジヤウニ大勝利ヲ期シタイト思ヒマスル、一言ニシテ之ヲ申シマスレバ、日本ノ軍事的ガ十分ニ好ク出來テ居リマスルヤウニ、富國ノコトモ駢シテ一ツ進歩サセタイト考ヘルノアリマス、貿易ハ中迄モナク是ハ物質上ノ一種ノ戰爭ニアリマス、肉弾ヲ以テ闘フトコロノ戰爭——物彈トモ申シマセウカ、其戰爭ト何ゾ選ブトコロノコトハナイト考ヘマス、既ニ軍備ノ如キハ大概其縦ニ就イテ居ルノアリマスカラ、今後ハ十分ニ國ヲ富マス民力ヲ發展セシムル方法ヲ攻究シナクテハナラヌコト考ヘマス、今日ノ貿易ハ輸出入が未ダ其均衡ヲ保ツニ至ラナイ、勿論維新當初ノ事ニ比較シテ見マスレバ非常ノ進歩ニハ相違ナイケレドモ、生絲輸出が非常ニ増加シテ、是ハ進歩ト言ヘバ進歩アルシ、此輸出ノ増加シタコト等ヲ考ヘテ見マスルト、尙此方ニ多クノ力ヲ費サナケレバナラヌコト、吾ミハ考ヘテ居リマス、貿易ヲ獎勵シテ盛シ輸出ヲ増加セサセヤウト云フニハ、勢ヒ金融ノ途モ能ク開カナケレバナラヌ、金融ノ途ヲ開クトスレバ内地ノ事ノミニハ限ラナイ、ヤハリ外資ノ容易ニ輸入セラルベキ途ヲモ講ジタ伊思フノアリマス、資本ヲ與ヘ金融ヲ宜クシ、事業ヲ起シマシタトコロデ、尙今日運用ノ機關等ノ上ヲ見マスレバ、是ニモドウモ不十分ナ點ガアルノアリマス、私ハ毎度申

ドニハサウ云フ邊ニ注意が缺ケテ居ル、此頃亞米利加テハ不景氣デアルト云フコトアリマス、其不景氣ノ結果トシテ貨車が休シテ居ルト言ヒマス、是ハ誠ニ趣味ノアル話ニアレ、不景氣ノ結果トシテ荷物ヲ運ブ車輛が休ムト云フ、然ルニ日本ノ不景氣ハ如何デアル、近來不景氣デアルガ、貨車が足ラズシテ停車場ニ貨物が停滯シテ居ルト云フコトデアル、斯ウ云フ風ノ違ヒガアル(鐵道國有ノ失敗デアルト呼フ者アリ)斯ウ云フコトハ元ト此鐵道ヲ起ス初メカラノ趣意ガ生産ノタメ多ク力ヲ盡スヤウニ出来テ居リマセヌカ、畢竟斯ウ云フコトニナルト私ハ考ヘテ居ル、今ノ當局ニ不足ヲ云フノアハナイ、根本カラ皆直サナケレバイカナイ、ソレデ斯フ云フコトヲ一々直シテ行キマスルニハ、兔角一縁デアル、斯ウ云フ風ノ違ヒガアル(鐵道國有ノ失敗デアルト呼フ者アリ)斯ウ云フコトハ來ナイ、各省ニ跨ミテ居ルコトハ、ヤハリ一種ノ機關ヲ置イテ、ソレガ協議ヲ遂ゲテヤル方ガ能ク行居クヤウアアリマス、今ノ内閣ハ隨分譲合ヒ懇談ヲ遂ゲテヤラレマスカ、大概モノト見エテ「ヒスマード」ノ自敍傳ヲ見ルニ種々失敗シタ事ヲ舉ゲテアリマスガ、其中ニ事ハ運バウトハ思ヒマケレドモ、何時ノ内閣何處ノ國ノ内閣デモナカムヅカシモコトガ書イテアリマスガ、實ニ私ハサウデアラウト思フ、其通リデ是等ノコトモ一省アハシニクイガ、調査ノ機關ヲ置イテ此ノ如クスレバ融通が利ク、此位ノコトニスレバ便利が出

來ルト云フコトヲ協議シ合ヒマシタナラバ、餘辟良イ運ビニナルコトデアラウト思フ、現ニ本日モ豫算會テ一億圓ノ國債償還ニ關スル答辯ヲ得マシタヤウナ譯テ、催促ヲシ研究ヲ致シマスルト、幾ラカノ進歩ハアルコトアズ、ワレガ故ニ一ノ調査機関ヲ政府ヲ置キテ貰ウテ其機關ニハ單ニ農商務省ヲ管轄シテ居ル事務バカリデハナイ、唯今申上ダタケデモ御分リニナル通リニ、大藏省ノ管轄ノコトモアリ、遞信省ノ管轄ノコトモアリ、政府ノ側カラモ出テ、サウシテ一團トナクテ不斷如伺ニスレバ外國トノ貿易ノ競争が出來ル、如何ニスレバ内地ノ生産ヲ發達セシムルコトが出來ルカ等ノコトヲ研究調査ヲシタインデアリマス、餘リ多ク言フ必要ハナイノデ、要スルニ戰後ニ於ケル富國ノ政治ヲシテ貰ヒタイ、ソレハ各省ニ涉ルカラ各省別々デハ容易ニ纏マリが付カナイ、朝野ノ意見ヲ集メ、而シテ外國ノ事情等モ研究シテ、即チ各公使館ニハ財務官ト云フヤウナモノモ置クヤウナ制度モ宜カラウト思フ、又現ニ日本カラハ財務官ヲ派出シテアリマス、斯ウ云フヤウナ者ノ報告モ取り、而シテ研究調査ノ結果ヲ次ノ議會、又其次ノ議會マニ提付セラレルヤウニシマシタナラバ、大ニ面目ヲ改メルコトガアルクラウ、國民ノ便利ヲナスコトガアルダラウト考付イタノデアリマス、ドウゾ諸君モ之ヲ御賛成下ヌシテ、而シテ是ハ委員ニ一應付託セラレテ、政府ニ十分ニ交渉ヲ遂ゲタイト考ヘマスカラ、何分御賛成ヲ希望致シマス。

○恵松隆慶君 此案ハ最モ必要ナ案デゴザリマスカラ、十八名ノ委員ニ一應付託シテ審查アランコトヲ願ヒマス、而シテ委員ハ議長指名デゴザリマス

○議長(杉田定一君) 恵松君發議ノ如ク、議長指名十八名ノ委員ニ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十七、鐵道特別會計ニ關スル建議案——委員長佐竹作太郎君

第二十七 鐵道特別會計ニ關スル建議案(白井哲)

(委員長報告)

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

(佐竹作太郎君登壇)

(夫君外九名提出)

(委員長報告通り)

(佐竹作太郎君登壇)

(夫君外九名提出)

本日モ豫算會テ一億圓ノ國債償還ニ關スル答辯ヲ得マシタヤウナ譯テ、催促ヲシ研究ヲ致シマスルト、幾ラカノ進歩ハアルコトアズ、ワレガ故ニ一ノ調査機関ヲ政府ヲ置キテ貰ウテ其機關ニハ單ニ農商務省ヲ管轄シテ居ル事務バカリデハナイ、唯今申上ダタケデモカラモ出テ、サウシテ一團トナクテ不斷如伺ニスレバ外國トノ貿易ノ競争が出來ル、如何ニスレバ内地ノ生産ヲ發達セシムルコトが出來ルカ等ノコトヲ研究調査ヲシタインデアリマス、餘リ多ク言フ必要ハナイノデ、要スルニ戰後ニ於ケル富國ノ政治ヲシテ貰ヒタイ、ソレハ各省ニ涉ルカラ各省別々デハ容易ニ纏マリが付カナイ、朝野ノ意見ヲ集メ、而シテ外國ノ事情等モ研究シテ、即チ各公使館ニハ財務官ト云フヤウナモノモ置クヤウナ制度モ宜カラウト思フ、又現ニ日本カラハ財務官ヲ派出シテアリマス、斯ウ云フヤウナ者ノ報告モ取り、而シテ研究調査ノ結果ヲ次ノ議會、又其次ノ議會マニ提付セラレルヤウニシマシタナラバ、大ニ面目ヲ改メルコトガアルクラウ、國民ノ便利ヲナスコトガアルダラウト考付イタノデアリマス、ドウゾ諸君モ之ヲ御賛成下ヌシテ、而シテ是ハ委員ニ一應付託セラレテ、政府ニ十分ニ交渉ヲ遂ゲタイト考ヘマスカラ、何分御賛成ヲ希望致シマス。

○恵松隆慶君 此案ハ最モ必要ナ案デゴザリマスカラ、十八名ノ委員ニ一應付託シテ審查アランコトヲ願ヒマス、而シテ委員ハ議長指名デゴザリマス

○議長(杉田定一君) 恵松君發議ノ如ク、議長指名十八名ノ委員ニ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十七、鐵道特別會計ニ關スル建議案——委員長佐竹作太郎君

組織ニスベキモノデアルカ、或ハ又他ノ組織ニ依ルベキモノニアルカ、ソレ等ニ付テハ法律上計算上ノ關係モアリマスカラ、隨分面倒ナル問題ト思フ、故ニ其方法等ニ付テハ、今ヨリ能ク攻究ヲ致スト云フコトヲ明言スルトスウ云フコトデアリマス、サウ云フ意味デ政府ハ答辯ヲ致サレタノデアリマス、尙其詳細ニ至リマシテハ、速記録ニ依テ御了知アランコトヲ希ヒマス、以上報告ノ通リテアリマスカラ、速ニ可決確定セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案可決——日程第一十九、天鹽北見鐵道速成ニ關スル建議案——委員長首藤陸三君

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案可決——日程第一十九、天鹽北見鐵道速成ニ關スル建議案——委員長首藤陸三君

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案可決——日程第三十、駿甲連絡鐵道速成ニ關スル建議案(松本) (委員長報告)

○松本君平君 (委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、委員會ニ於テハ溝場一致ヲ以テ、本案ヲ可決シタノデアリマス、其要旨ハ詰リ此駿甲鐵道ノ四十八哩ノ聯絡線ハ經濟上カラ言セマスレバ、中央線ト東海道トノ聯絡ヲシテ茲ニ鐵道ノ最も重要ナルトコロノ貨物運送ノ上ニ付テ非常ニ利益ヲ與ヘルト云フコトト、今一つノ理由ハ之ニ依テ静岡

縣及甲府信州ノ北信ニ通スルトヨロノ、日本ヲ横斷スルトヨロノ、ノ横断鐵道ト云フモノガ、此四十八哩ノ聯絡ニ依シテ成功スルノアリマス、第二ノ理由ハ北ニ於テハ直江津ノ港灣ト、東ニ於テハ清水ノ港灣ヲ聯絡シテ茲ニ北日本海岸ノ貿易ト太平洋海岸ノ貿易トノ聯絡ヲ圖ルコトが出來ル、運輸交通ノ便ヲスルト云フコトが出來ルト云フコトガ、經濟上ニ於ケル理由デアリマス、又軍備ノ國防ノ點カラ云ヒマスレバ、此線路ハ最モ大切ナル線路デアシテ、四十八哩ノ聯絡ニ依シテ北日本ト東日本ノ間ノ兵ノ運用ニ付テ、非常ナル便利ヲ感スル、又東京ヲ中心トシタルトヨロノ國防ニ付テハ、此線ヤ一日モ缺クベカラサルトヨロノ線路デアルト云フコトヨロノ理由デアリマス、委員會ハ滿場一致ヲ以テ本案ヲ可決シタノアリマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、委員長報告通り御異議アリマセバ

(「異議ナシ」^ト聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、委員長報告通り御異議アリマセバ

三十一、選舉權擴張ニ關スル建議案(吉植庄一)(委員長報告)

第三十一、選舉權擴張ニ關スル建議案(吉植庄一)(委員長報告)

(補目玄君登壇)
郎君外三名提出)

○楠目玄君 委員會ノ經過ト其結果ヲ報告致シマス、本案ニ付テノ委員會ハ前後二回開キマシテ、結局選舉權ヲ擴張スルト云フコトニ可決致シマシタ、併シ其中ニ於テ意見が二ツニ岐レマシタ、全體ニ付テ此擴張スルト云フコトニハ反對ハアリマセナンケレドモガ、擴張スルニ於テ一つハ擴張ノ程度ヲ定メルト云フ意見ト、定メナカシテ政府ニ其程度ハ定メサセルト云フ意見トニ割レマシタ、全體此程度ヲ定メテ擴張ヲスルト云フノ意見ハ、此選舉ナルモノガ、元ト制限ヲ置イタト云フモノハ、即チ此財產ヲ程度トシタト云フモノハ、所謂此恆產ナケレバ恆心ナシト云フコトヨロカラシテ、多少財產ノアル者ニ即チ此選舉權ヲ許スト云フコトニシタ、ダガドウモ近來此實驗ニ徴シテ考ヘテ見マル云フト、必ス此財產ノアル者ガ良イ選舉ヲスルト云フコトガナリ、即チ此財產ノアル者ヲ却テ此下ウモ選舉ヲ動モスレバ誤ルト云フコトガアル、多額納稅者議員ニ至テモ往々其弊ガアルト云フヤウナコトニ徴シテ、最早此制限ヲ置ク必要ガナイカラ、ズント之ヲ擴張シヤウト云フ意見デゴザイマス、ケレドモ此普通選舉マデニ至ラシメルト云フコトハ稍極端カラ極端ニ陥ルト云フ又嫌ヒカアル、ソレテ先づ此府縣會議員ノ選舉資格、即チ納稅額三圓位ニ止メテ置ケベ宜カラウト云フ、一ツノ意見テゴザイマス、モウ一ツハ擴張スルハ宜シイカ、三圓マデニスルハドウカト思フ、詰リ其程度ハ政府ニ定メサセルト云フ意見デアリマシタガ、結局此府縣會議員ノ納稅資格即チ三圓マデ擴張メルト云フコトニ多數ヲ以テ可決致シマシタ、是ダケ御報告致シマス

○望月長夫君 私ハ此建議案ニハ反對デアリマス、建議ノ趣意ナル選舉權ヲ擴張スルト云フ事柄ソレ自身ニハ反對スルノデハアリマセバ、併ナガラ斯様ナ事柄ヲ建議致ス、即チ建議ノ形式ヲ取シ付キマシテ、所謂立法部ノ一院タル即チ法津ヲ議決及發案スル權能ノアル此衆議院ノ面目ノタメニ、一言ヲ費シテ此案ニ反對セネハナラヌト思フ、此建議案ニ書カレテ居ルコトハ何デアルカ、選舉法ヲ改正スル案ヲ具ヘテ出シテ貴ヒダヒト云フニ過ギナイ、凡ソ政府ニ向テ建議スルノハ政府ニアラズンバ爲シ得ルコトナラバ、政府ニ建議スルセ宣イカモ知レマセヌガ、此建議案ニ書カレテ居ルコトハ、要スルニ衆議院議員選舉法中ノ第八章ヲ改正スル事柄デアシテ、純然タル立法

事項デアル、議會自ラ議案ヲ出シテ以テ第八章中ノ一二箇條ヲ改正スレバ足リ、議會自ラ發案シ且議決シ得ル、政府ニアラズンバ出來ナイ事柄デナリ、其半面ニ於テ政府單りテ爲シ得ル事柄デアルカト云ヘバ、ヤハリ政府ハドウシテモ帝國議會ノ協賛ヲ經ナケレバ、帝國議會ノ議決ヲ經ナケレバ出來ナイ事柄デアル、政府ニ御願申シタクテカラ、私ハ選舉權ヲ擴張スルト云フ趣旨、ソレ自身ニハ反對デハアリマセヌガ、若シ出来ナイ事柄デアル、自分で出來ル事柄ヲ殊更ニ建議トシテ、既業ニ普通選舉ニシヤウト云フマデノ法律案マデ既ニ本院ニ提出サレテ居ルノニ、特ニ斯様ナ御願的ノ建議ヲ出スト云フコトハ、事態ニ於テ誠ニ本院ノ面目ノ上ニ於テ甚ダ面白クナイト思ヒマスルカラ、私ハ選舉權ヲ擴張スルト云フ趣旨、ソレ自身ニハ反對デハアリマセヌガ、若シ出来ナイ事柄デアル、自分で出來ル事柄ヲ殊更ニ建議トシテ、既業ニ普通選舉ニシヤウト云フマデノ法律案マデ既ニ本院ニ提出サレテ居ルノニ、特ニ斯様ナ御願的ノ建議ヲ出スル譯ニハ參リマセヌ、建議案トシテハ否決ナレタトイ思フ

○議長(杉田定一君) 少數、本案ハ否決サレマシタ——日程第二十二、町村合併ニ關スル建議案、委員長植場平君

○議長(杉田定一君) 少數、本案ハ否決サレマシタ——日程第二十二、町村合併ニ關スル建議案、委員長植場平君

(起立者 少數)

第三十二、町村合併ニ關スル建議案(植場平君外)(委員長報告)

○植場平君 簡單デゴザイマスカラ、失禮ナカラ曾席カラ御報告申上ゲマス、諸君、御承知ノ通り此建議案ノ要旨ハ、小弱無資力ノ町村ヲ合併スルガ宜イト云フノデ、之ヲ厲行セヨト云フノデアリマス、然ルニ委員全體ニ於テモ皆同様ノ意見ヲ以チマシテ、本案ヲ可決致シタノデゴザイマス、唯茲ニ一言加ヘテ置キマス、政府ニ於キマシテ答辯スルトコロニ據リマスルト、政府ニ於テモ此建議ノ要旨ノ如クニ實行シツ、アルト云フノデアルガ、甚ダ建議者カラ見マスルト手緩リヤリ方デアル、故ニ之ヲ厲行セヨト追ル、サウスルトニ對シテ斯様ニ答ヘル、或場合ニハ訓令若クベ命令ヲ知事ニ發スルコトが出來ル、シテモ差支ナリ、成ルベク一日モ早ク小弱無資力ノ町村ノ合併ヲスルト云フコトニハ異議ハアリマセヌ、斯ウ云フコトデアリマシタノデ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決致シタノデゴザイマス、宣シク御賛成ヲ願ヒマス

(「贊成タク」「反対」「呼フ者アリ」)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

(起立者 多數)

○議長(杉田定一君) 多數——委員長報告ノ通り可決、日程第三十三、狩獵免許稅減額ニ關スル建議案、委員長中西光三郎君

第三十三、狩獵免許稅減額ニ關スル建議案(河上英)(委員長報告)

○中西光三郎君 簡單デアリマスカラ此席カラ報告致シマス、本案ハ提出者ノ原案通り總テ可決致シマシテゴザイマス、此段報告ニ及ヒマス

(「贊成タク」「呼フ者アリ」)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長報告通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」「呼フ者アリ」)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、本案ハ可決、日程第三十四ハ委員長ヨリ延期ノ請求ガアリマス、延期ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト 認メマス、日程第三十五、體育ニ關スル建議案、委員長神崎東藏君

第三十五 體育ニ關スル建議案(星野仙藏君外十) (委員長報告)

七名提出)

○神崎東藏君 一番シマヒテゴザイマスカラ、極ク僅カ御靜聽ヲ希望致シマス、本問題ハ普通教育ニ關スル非常ニ重要ナ問題デゴザイマシテ、此前ノ議會ニモ本會議ニ於テ多數ヲ以テ決議ニナシタ事項デゴザイマス、即チ此提出者ノ星野仙藏君等ノ熱心ナル主張ハ、日本ノ中學制度ニ於テ在來採用シテ居ルト云フ體育ノ方法ハ、唯機械的ニ身ヲ動スバカリデアラズ、精神的ニ注入ガ少シモナイカラ致シマシテ、ソレガタメニ或ハ星アルトカ、董デアルトカ、或ハ華嚴デアルトカ、阿蘇デアルトカ云フコトが流行ルヤウニナルカラ、鑿劍、柔術若クハ星野君ノ考ヘラレタトコロノ練體操術等ヲ以テ之ニ換ヘタイ、若シ換ヘルコトが出來ヌナラバ、少クトモ之ニ竝行シテヤラセタイト云フ、希望デ、ソレニ付キマシテ文部省ニ於テ相當ノ調査ヲ爲シテ速ニ之ヲ決行シテ、貰ヒタイト云フ、希望デアリマスガ、文部省ノ政府委員ノ答ニ據ルト文部省アモ其趣意ニハ非常ニ贊成ニアラズ、今年マテ前後三回程總豫算ノ請求ノ場合ニ體育研究所費用ト云フモノハ、始マリハ八万圓、昨年ハ十三万圓程ノ請求ヲシタガ、イツモ大藏省ア捧ヲ引カレテシマフタト云フノデゴザイマス、誠ニ氣ノ毒ナ話デゴザイマス、ソコニ本案ハ大藏省ガイアレ來年モ文部省ガ出スノテニザイマセウカラシテ、文部省カラ、若シ體育研究所費用ト云フモノヲ出シタナラバ成ルベク削ラズニ成立セルヤウニシテ貰ヒタイト云フコトノ希望ヲ併セマシテ満場一致ヲ以テ可決アランコトヲ希望致シマス

(「贊成タ々ト呼フ者アリ」)

○議長(杉田定一君) 採決シマス、委員長報告通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、報告ガアリマス

(書記朗讀)

一政府ヨリ左ノ質問書ニ對シ答辯書ヲ送付セラレタリ

北米合衆國官船ガ公海ニ於テ我獵船ヲ拿捕シ其船員ヲ拘致シタル件ニ關スル

質問主意書(林外務大臣)

衆議院議員大石熊吉君提出北米合衆國官船ガ公海ニ於テ我獵船ヲ捕拿シ其船員ヲ拘致シタル件ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書ヲ差進候也

明治四十一年三月二十四日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

衆議院議長杉田定一殿

答辯書

一海獸獵船海王丸カ北米合衆國稅關監視船ノ爲メニ其獵艇一隻ト共ニ密獵ノ嫌疑ヲ以テ捕拿セラレ次テ放釋セラレタル件ニ付テハ其所有者タル大日本遠洋

衆議院議員大石熊吉君提出ニ係ル北米合衆國官船カ公海ニ於テ我獵船ヲ捕拿シ其船員ヲ拘致シタル件ニ關スル質問書ニ對シ答辯書ヲ差進候也

明治四十一年三月二十四日

外務大臣伯爵林董

漁業株式會社ヨリ頃末報告及損害賠償交渉方ノ請願ニ接シ政府ハ現ニ本件ノ事實ヲ調査シテ、アリ隨テ本件ニ關シ米國官憲ノ執リタル措置カ正當ナリシヤ否ヤハ未タ判定スルヲ得ス

三政府カ本件ニ關シ將來如何ナル措置ヲ採ルヘキカハ茲ニ豫言スルヲ得ス
一宮古啓三郎君ヨリ軍醫ノ處分ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ
(左ノ質問書ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

軍醫ノ處分ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月二十四日

提出者 宮古啓三郎

贊成者 鳩山和夫
外三十二名

軍醫ノ處分ニ關スル質問主意書

第二十九聯隊附ナリシ士官候補生池田力ナル者明治四十一年十一月十三日濕性胸膜炎ニ罹リ同月二十日仙臺衛戌病院ニ入院化膿性胸膜炎ト爲リ同年十二月八日死亡セリ當時仙臺衛戌病院ニ於テハ一等軍醫丸山耕平之ヲ診察治療シ腸室扶斯ト誤診セルノミナラズ同年十一月二十六日濕性胸膜炎ナルコトヲ認メタリト云フモ更ニ穿胸術ヲ施シテ液ヲ取ルカ如キ療治ヲ施サズ遂ニ剖檢ノ結果明白ト爲レルカ如ク化膿性癌著性胸膜炎ト以テ死亡スルニ至ラシメタリ政府ハ當該軍醫ニ對シテ如何ナル處分ヲ爲シタルヤ若シ未タ處分セストセバ如何ニ之ヲ處分セントスルヤ明確ナル答辯アランコトヲ望ム

右及質問候也

○議長(杉田定一君) 會期モ切迫ノ場合デアリマシテ、僅ニ最早二日ヲ剩スノミデアルノアリマス、因テ明日モ開會ヲ致シマス、日程ハ追テ公報ヲ以テ御報告ヲ致シマス、是ニテ今日ハ散會

午後四時四十六分散會